

1. 議事日程

(平成19年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目)

平成19年9月12日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 認定第1号 平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成18年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特

別会計決算の認定について

- 日程第 1 5 認定第 1 1 号 平成 1 8 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 1 2 号 平成 1 8 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 1 3 号 平成 1 8 年度安芸高田市水道事業決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 6 5 号 安芸高田市の花及び安芸高田市の木の指定について
- 日程第 1 9 議案第 6 6 号 安芸高田市営駐車場設置及び管理条例
- 日程第 2 0 議案第 6 7 号 安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例
- 日程第 2 1 議案第 6 8 号 工事請負契約の変更について
- 【安芸高田市第 2 庁舎・総合文化保健福祉施設（仮称）建設工事】**
- 日程第 2 2 議案第 6 9 号 芸北広域市町村圏振興協議会の廃止について
- 日程第 2 3 議案第 7 0 号 安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例
- 日程第 2 4 議案第 7 1 号 安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例
- 日程第 2 5 議案第 7 2 号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 7 3 号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議案第 7 4 号 安芸高田少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 8 議案第 7 5 号 安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 9 議案第 7 6 号 安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 0 議案第 7 7 号 安芸高田市吉田コミュニティセンター設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第 3 1 議案第 7 8 号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 2 議案第 7 9 号 平成 1 9 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 8 0 号 平成 1 9 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)

日程第34 議案第81号 平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第35 議案第82号 平成19年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	藤井昌之
12番	青原敏治	13番	金行哲昭
14番	杉原洋	15番	入本和男
16番	山本三郎	17番	今村義照
18番	玉川祐光	19番	岡田正信
20番	亀岡等	21番	渡辺義則
22番	松浦利貞		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

19番	岡田正信	20番	亀岡等
-----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	児玉更太郎	副市長	増元正信
副市長	藤川幸典	総務部長	新川文雄

自治振興部長	田丸孝二	市民部長	平下和夫
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	益田博志	消防長	竹川信明
教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永井初男	会計管理者	立田昭男
八千代支所長	榎原秀克	美土里支所長	清水勝
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内壯
向原支所長	田口茂利	総務課長	高杉和義
財政課長	沖野文雄	企画課長	竹本峰昭

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	新谷洋子	書記	国岡浩祐
書記	倉田英治		



午前 10時02分 開会

○松浦議長 それでは時間になりました。ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。事務局長 増本義宣君。

○増本事務局長 議長。

諸般の報告をいたします。

第1点、市長、教育委員長並びに安芸高田市代表監査委員より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上、1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より、平成19年6月分、7月分の例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○松浦議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

続いて、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 本定例会の冒頭にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成19年安芸高田市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、このように新しい庁舎の新しい議場において、本定例会を迎えることができましたことは、議員各位にはもとより、多くの市民の皆様、また、建設に関係いただきました方々の深いご理解と多大なるご協力の賜物であると考えております。心より感謝申し上げますと同時に、今後は市民共有の財産であることを肝に銘じ、有効かつ効率的に、また、大切に使用させていただきたいと考えているところでございます。どうかよろしく願いを申し上げます。

さて、本定例会に提案いたします案件は、平成18年度の決算に伴う認定議案が13件、諮問議案が2件、条例並びに補正予算等に係る議案が19件の合計34議案でございます。

特に、決算に伴います認定議案につきましては、これまで11月の

臨時会で審査をいただいておりますが、今年度よりこの時期を早め、本9月定例会で行えるよう決算及び監査事務などの準備をしておいたところであり、このことは、現在進めております行政評価システムの構築と合わせて、審査の結果を新年度の予算編成に効率的かつ確実に反映させていくための有効な手法の一つであり、今後とも継続してまいりたいと考えております。このため、会期としましては少し長期に及びますが、どうかご理解を賜りたいと存じます。

なお、先月末から今月の初めにかけて、第2庁舎への第1次の引越しも完了し、9月3日から業務を開始しておりますが、案内表示等が不十分なところがあり、また仮移転している部署もあることから、市民の皆様にもいろいろご不便をおかけしていると思われませんが、お許しをいただきたいと存じます。随時、改善に努めてまいりたいと考えております。

また、9月6日から9日までの間に開催されました、日本女子プロゴルフ選手権につきましては、4日間を通して2万人を超える皆さんが観戦をされました。このような大きな大会が、広島県で開催されるのは初めてということもあり、また、テレビ中継もされる中、安芸高田市をPRする絶好の機会であったと思います。競技の運営に関わられたボランティアや地元地域振興会の皆さんはもとより、安芸高田市のPRや地元の製品の販売など、24のこの販売には事業所が出店をしていただきました。いろいろな形で尽力いただきました方々にこの場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

大変ありがとうございました。

以上、定例会開会にあたり、市政一般の報告をさせていただき、あいさつとさせていただきます。

○松浦議長 以上をもちまして行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、19番 岡田正信君、20番 亀岡等君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○松浦議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

14番 杉原洋君。

○杉原委員長 議長。

○松浦議長 はい。

○杉原委員長 失礼します。

平成19年第3回定例会の運営につきまして、去る9月5日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から10月12日までの、31日間といたしました。

議事の都合により、9月15日から9月18日まで、及び9月20日から10月11日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問2件、認定13件、議案19件、計34件でございます。

なお、議案第83号につきましては、最終日に上程される予定です。

議案審議につきまして、認定第1号から認定第13号までの13件につきましては、一括して提案理由の説明の後、質疑を省略し、決算審査特別委員会を設置し、また議案第65号から議案第82号までのうち、議案第68号と議案第73号を除く16件については、お手元の付託表のとおり、それぞれ提案理由の説明の後、質疑を受け、各常任委員会に付託することといたしました。

その他の案件については、付託を省略することといたしました。

一般質問の取り扱いにつきましては、13人から通告がありましたので、3日間をあて通告順に明日13日が5人、14日が4人、19日を4人といたします。

また各種要望書等につきましても、各委員会において審査の上、整いましたら最終日に発議案件として提案される予定となっておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、報告を終わります。

○松浦議長

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は31日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は31日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○松浦議長

日程第3、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

議案名、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意

見を求めるもので、本年12月31日をもって任期満了となります甲田町の早稲田浩三委員を、引き続き推薦するものでございます。

早稲田浩三委員は平成13年から2期16年間、人権擁護委員を務められ、現在、三次人権擁護委員協議会の常務委員にも就任され、積極的に人権擁護活動に取り組んでいただいているところでございます。

引き続き、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し推薦するものでございます。

よろしくご審議のうえ、適当なるご意見を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の訂正があるそうです。

○児玉市長

先ほど早稲田浩三委員は13年から2期6年間、務めていたということでございますが、先ほどは16年と申し上げたようでございますが、これを6年に訂正をさせていただきます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、そのように取り計らいます。

これより諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件はこれに同意することに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって本件は、これに同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○松浦議長

日程第4、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案名は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもので、本年12月31日をもって任期満了となります吉田町の本田清美委員を、引き続き推薦するものでございます。

本田清美委員は平成11年から3期9年間、人権擁護委員を務められ、この間、積極的に人権擁護活動を行っていただいているところでございます。

人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って人権擁

護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し推薦するものでございます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、そのように取り計らいいたします。

これより諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件はこれに同意することに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって本件は、これに同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第5 認定第1号 平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成18年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第12号 平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第13号 平成18年度安芸高田市水道事業

### 決算の認定について

○松浦議長

日程第5、認定第1号、平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定についてから、日程第17、認定第13号平成18年度安芸高田市水道事業決算の認定についてまでの13件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

認定第1号から第13号まで一括提案をさせていただきます。

議案名、平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定についてから、平成18年度安芸高田市水道事業決算の認定についてまででございます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して、平成18年度安芸高田市一般会計決算及び各特別会計決算並びに安芸高田市水道事業決算の認定をお願いするものでございますが、認定第1号から認定第13号までを一括してご説明させていただきます。

まず、認定第1号、平成18年度安芸高田市一般会計決算でございますが、歳入総額22億4,924万2,956円、歳出総額22億3,133万8,744円で、差引き3億790万4,212円となりました。

次に、認定第2号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算でございますが、歳入総額が36億9,471万2,105円、歳出総額が36億6,262万2,994円でございます。差引き3,208万9,111円となりました。

次に、認定第3号、平成18年度安芸高田市老人保健特別会計決算でございますが、歳入総額が53億7,207万8,817円、歳出総額が53億8,771万2,242円で、歳入歳出差引歳入不足額が1,563万3,425円となります。このため、翌年度歳入繰上充用金を同額の1,563万3,425円といたしました。

次に、認定第4号、平成18年度安芸高田市介護保険特別会計決算でございますが、歳入総額が32億8,275万7,681円、歳出総額が31億2,918万8,820円で、差引き1億5,356万8,861円となりました。

次に、認定第5号、平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計決算でございますが、歳入総額が1,576万6,500円、歳出総額が1,396万2,949円で、差引き180万3,551円となりました。

次に、認定第6号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算でございます。歳入総額4億7,622万941円、歳出総額

が4億6,474万453円で、差引き1,148万488円となりました。

次に、認定第7号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算でございます。歳入総額9億7,657万9,100円、歳出総額が9億5,524万2,616円で、差引き2,133万6,484円となりました。

次に、認定第8号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算でございますが、歳入総額が7億6,166万7,886円、歳出総額が7億3,900万4,626円で、差引き2,266万3,260円となりました。

次に、認定第9号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算でございますが、歳入総額が2億3,889万3,222円、歳出総額が2億2,586万539円で、差引き1,303万2,683円となりました。

次に、認定第10号、平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算でございますが、歳入総額が989万7,473円、歳出総額が406万7,956円で、差引き582万9,517円となりました。

次に、認定第11号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算でございますが、歳入総額11億7,046万9,777円、歳出総額が11億5,460万990円で、差引き1,586万8,787円となりました。

次に、認定第12号、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算でございます。歳入総額1,099万8,716円、歳出総額が1,038万5,561円で、差引き61万3,155円となりました。

次に、認定第13号、平成18年度安芸高田市水道事業決算でございますが、まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入額2億7,697万6,171円、支出額が2億5,975万811円で、当年度の純利益は1,306万6,010円となりました。

そのうち、減債積立金として100万円、建設改良積立金として1,200万円をそれぞれ予定しております。

次に、資本的収入及び支出の決算額でございますが、収入額1億3,169万3,950円、支出額が2億2,562万7,266円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,393万3,316円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額416万80円、当年度分損益勘定留保資金6,746万4,754円及び建設改良積立金2,230万8,482円で補てんをしたものでございます。

以上、13議案につきまして、よろしくご審議を賜りたいと思っております。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、会計管理者から要点の説明を求めます。  
会計管理者 立田昭男君。

○立田会計管理者

平成18年度安芸高田市一般会計歳入歳出の決算概要につきまして要点のご説明を申し上げます。

予算規模でございますが、当初予算額は207億6千万円でしたが、その後8回の補正を行ない、14億4,700万8千円を追加いたしまして、前年度からの繰越明許費19億2,543万7千円を含めました241億3,244万5千円をもちまして執行いたしました。

決算書の5ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額は、241億3,244万5千円ございまして、調定額245億4,581万5,295円に対しまして、収入済額は、226億4,924万2,956円で、収納率は92.3%でございます。1,624万6,056円の不納欠損処分を行い、18億8,052万3,884円が収入未済となったところでございます。

この収入未済額18億8,052万3,884円の中には、繰越明許費にかかる財源としての国県支出金3億2,800万7千円、市債9億8,780万円、その他の財源179万円、合わせまして13億1,759万7千円の繰越に伴う収入未済額が含まれております。

7ページからの歳出の決算でございます。11ページをお開きください。

予算現額241億3,244万5千円に対しまして、支出済額223億4,133万8,744円で執行率は92.6%でございます。

繰越明許繰費といたしまして、14億2,729万3千円を翌年度に繰り越しております。

14ページをお開きください。

実質収支についてでございますが、以上の結果、平成18年度一般会計の収支決算は、歳入総額226億4,924万3千円、歳出総額223億4,133万9千円、歳入歳出差引額3億790万4千円となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

なお、実質収支額は繰越明許費にかかる、一般財源1億969万6千円を差し引いた1億9,820万8千円の黒字となりました。

それでは、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。15ページをお開きください。

1款の市税でございます。予算現額33億8,302万2千円に対しまして、収入済額33億9,211万3,009円で、調定額に対します収納率は94.8%でございます。

1,560万5,056円の不納欠損処分を行い、1億7,221万7,467円が収入未済となったところでございます。

17ページをお開きください。

2款の地方譲与税でございます。予算現額5億1,682万円に対しまして、収入済額は5億1,682万781円でございます。

3款の利子割交付金でございます。予算現額1,214万2千円に対しまして、収入済額は同額でございます。

4款の配当割交付金でございます。予算現額1,200万1千円に対しまして、収入済額は同額でございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金でございます。予算現額946万9千円に対しまして、収入済額は同額でございます。

6款の地方消費税交付金でございます。予算現額3億2,821万5千円に対しまして、収入済額は同額でございます。

7款のゴルフ場利用税交付金でございます。予算現額3,373万7千円に対しまして、収入済額は3,373万7,399円でございます。

19ページをお開きください。

8款の自動車取得税交付金でございます。予算現額1億5,888万6千円に対しまして、収入済額は同額でございます。

9款の地方特例交付金でございます。予算現額8,068万円に対しまして、収入済額は同額でございます。

10款の地方交付税でございます。予算現額91億2,086万9千円に対しまして、収入済額は同額でございます。

11款の交通安全対策特別交付金でございます。予算現額736万7千円に対しまして、収入済額は同額でございます。

12款の分担金及び負担金でございます。予算現額3億1,794万円に対しまして、収入済額は3億1,183万4,449円で、調定額に対します収納率は92.5%でございます。64万1千円の不納欠損処分を行い、2,461万8,020円の収入未済が生じたところでございます。これは分担金で農林水産業費分担金のうちの農業費分担金80万円、災害復旧費分担金99万円と負担金で民生費負担金のうち、64万1千円の不納欠損処分を行なった後の社会福祉費負担金675万6,830円、児童福祉費負担金1,602万9,190円、教育費負担金のうち幼稚園費負担金4万2千円がそれぞれ収入未済となったところでございます。

なお、農業費分担金80万円は繰越明許いたしました川根地区ほ場整備事業、災害復旧費分担金99万円は繰越明許いたしました農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業にかかるものでございます。

21ページをお開きください。

13款の使用料及び手数料でございます。予算現額3億9,334万1千円に対しまして、収入済額は3億8,116万1,505円で、調定額に対します収納率は97.4%でございます。

収入未済額が1,029万284円生じております。これは使用料

のうち市営駐車場使用料930円、市営住宅使用料897万9,320円、手数料のうちし尿処理手数料131万34円がそれぞれ収入未済となったところでございます。

27ページをお開きください。

14款の国庫支出金でございます。予算現額13億4,062万6千円に対しまして、収入済額は11億6,908万9,028円でございます。

収入未済額1億6,234万2千円は繰越明許いたしました公共土木施設災害復旧事業にかかります災害復旧費国庫負担金1億5,486万2千円及び道路改良国庫補助事業にかかります土木費国庫補助金748万円が収入未済となったところでございます。

31ページをお開きください。

一番下の15款の県支出金でございます。予算現額21億3,427万2千円に対しまして、収入済額は19億9,785万8,424円でございます。

収入未済額1億6,566万5千円は繰越明許いたしました川根地区ほ場整備事業にかかります農林水産業費県補助金441万6千円、農地災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業及び林業施設災害復旧事業にかかります災害復旧費県補助金1億6,124万9千円がそれぞれ収入未済となったところでございます。

45ページをお開きください。

16款の財産収入でございます。予算現額2,425万2千円に対しまして、収入済額は2,752万7,371円で収入未済はございませんでした。

47ページをお開きください。

17款の寄附金でございます。予算現額1,576万1千円に対しまして、収入済額は1,447万7,847円で収入未済はございませんでした。

18款の繰入金でございます。予算現額8億6,595万5千円に対しまして、収入済額は8億4,062万6,162円でございます。老人保健特別会計を初めとする7つの特別会計からの繰入金1億942万6,790円及び財政調整基金を初めとする10の基金からの繰入金7億3,119万9,372円でございます。

51ページをお開きください。

19款の繰越金でございます。予算現額4億5,282万1千円に対しまして、収入済額は4億5,282万1,672円でございます。

20款の諸収入でございます。予算現額2億3,796万9千円に対しまして、収入済額は2億5,194万6,309円で、調定額に対します収納率は41.3%でございます。収入未済額が3億5,759万1,113円生じております。

内訳は、貸付金元利収入のうち住宅新築資金貸付金元利収入3億4,

257万6,489円、結婚支度資金貸付金元利収入359万5,076円、世帯厚生資金貸付金元利収入22万823円、高齢者住宅整備資金貸付金元利収入137万1,355円、障害者住宅整備資金貸付金元利収入344万6,572円、中小企業資金貸付金元利収入261万7,190円、雑入376万3,608円でございます。

59ページをお開きください。

21款の市債でございます。予算現額46億8,630万円に対しまして、収入済額は35億2,960万円でございます。

収入未済額9億8,780万円につきましては、繰越明許いたしました第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業、美土里町旧本郷小学校跡地整備事業にかかります総務債8億5,810万円、県営農道・ほ場整備事業にかかります農林水産業債1,760万円、道路改良国庫補助事業、地方特定道路整備事業、県委託急傾斜地崩壊対策事業にかかります土木債1,460万円、農業集落排水事業特別会計繰出、公共下水道事業特別会計繰出、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出にかかります特別会計繰出債4,010万円、農地災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業にかかります災害復旧債5,740万円がそれぞれ収入未済となったところでございます。

63ページをお開きください。

歳入合計でございます。予算現額241億3,244万5千円、調定額245億4,581万5,295円、収入済額226億4,924万2,956円となりました。

続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

65ページをお開きください。

1款の議会費でございます。予算現額2億163万円に対しまして、支出済額1億9,779万9,800円で、執行率は98.1%でございます。

2款の総務費でございます。

予算現額59億2,921万5千円に対しまして、支出済額は50億1,994万5,215円で執行率は84.7%でございます。

繰越明許費8億6,025万7千円につきましては、第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業、美土里町旧本郷小学校跡地整備事業及び神楽門前湯治村調整池災害復旧工事にかかります工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

79ページをお開きください。

3款の民生費でございます。予算現額45億5,475万2千円に対しまして、支出済額44億4,401万8,509円で、執行率は97.6%でございます。

91ページをお開きください。

一番下にありますが、4款の衛生費でございます。予算現額17億2,350万3千円に対しまして、支出済額16億7,688万1,107円で、執行率は97.3%でございます。

99ページをお開きください。

5款の労働費でございます。予算現額1千円に対しまして、支出はございませんでした。

6款の農林水産業費でございます。

予算現額21億8,195万7千円に対しまして、支出済額21億477万4,856円で、執行率は96.5%でございます。

繰越明許費3,810万円につきましては、農業集落排水事業特別会計繰出、県営農道・ほ場整備事業及び川根地区ほ場整備事業にかかります工事請負費、負担金補助及び交付金、繰出金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

107ページをお開きください。

7款の商工費でございます。予算現額1億11万5千円に対しまして、支出済額9,915万9,926円で、執行率は99.0%でございます。

111ページをお開きください。

8款の土木費でございます。予算現額18億4,751万8千円に対しまして、支出済額17億4,798万2,721円で、執行率は94.6%でございます。

繰越明許費5,248万1千円につきましては、道路改良国庫補助事業、地方特定道路整備事業、県委託急傾斜地崩壊対策事業、公共下水道事業特別会計繰出及び特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出にかかります工事請負費、負担金補助及び交付金、繰出金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

117ページをお開きください。

9款の消防費でございます。予算現額8億485万6千円に対しまして、支出済額7億8,910万6,051円で、執行率は98.0%でございます。

119ページをお開きください。

10款の教育費でございます。予算現額14億2,609万3千円に対しまして、支出済額13億8,963万4,489円で、執行率は97.4%でございます。

繰越明許費1,134万2千円につきましては、吉田中学校屋根改修工事にかかります工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

133ページをお開きください。

11款の災害復旧費でございます。予算現額9億7,284万4千円に対しまして、支出済額4億9,464万12円で、執行率は50.8%でございます。

繰越明許費4億6,511万3千円につきましては、農地災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業にかかります工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

135ページをお開きください。

12款の公債費でございます。予算現額43億7,025万9千円に対しまして、支出済額43億6,469万8,150円で、執行率は99.9%でございます。

137ページをお開きください。

13款の諸支出金でございます。予算現額1,276万8千円に対しまして、支出済額1,269万7,908円で、執行率は99.5%でございます。

14款の予備費でございます。予算現額693万4千円に対しまして支出はございませんでした。

139ページをお開きください。

歳出合計でございますが、予算現額241億3,244万5千円に対しまして、支出済額は223億4,133万8,744円で執行率は92.6%でございます。

これからご説明申し上げます141ページからの11の特別会計の決算につきましては、各会計の収支決算の概要にとどめさせていただきますのでよろしくお願ひします。

141ページからの平成18年度国民健康保険特別会計の歳入歳出決算でございます。

143ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額は38億6,078万3千円で、調定額38億4,375万1,714円に対しまして、収入済額は36億9,471万2,105円で収納率は96.1%でございます。

1,183万2,753円の不納欠損処分を行い、国民健康保険税1億3,779万4,456円が収入未済となったところでございます。

147ページをお開きください。

歳出の決算でございますが、予算現額の38億6,078万3千円に対しまして、支出済額36億6,262万2,994円で、執行率は94.9%でございます。

150ページの実質収支でございますが、以上の結果によりまして、平成18年度国民健康保険特別会計の収支決算は、歳入総額36億9,471万2千円、歳出総額36億6,262万3千円、歳入歳出差引額3,208万9千円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

次に平成18年度老人保健特別会計の歳入歳出決算でございます。

171ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額は55億9,736万2千円で、調定額53億7,207万8,817円に対しまして、収入済額は53億7,207万8,817円で収納率は100%で収入未済はございませんでした。

173ページをお開きください。

歳出の決算でございますが、予算現額の55億9,736万2千円に対しまして、支出済額53億8,771万2,242円で、執行率は96.3%でございます。

176ページの実質収支でございますが、以上の結果によりまして、平成18年度老人保健特別会計の収支決算は、歳入総額53億7,207万9千円、歳出総額53億8,771万2千円、歳入歳出差引額1,563万3千円の歳入不足となり、翌年度歳入からの繰上充用金1,563万3千円によりまして決算したところでございます。

次に185ページからの平成18年度介護保険特別会計の歳入歳出決算でございます。

187ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額は32億8,067万2千円で、調定額32億9,255万5,573円に対しまして、収入済額は32億8,275万7,681円で収納率は99.7%でございます。

収入未済額808万4,220円は237万8,132円の不納欠損処分を行った後の介護保険料712万4,220円及び繰越明許いたしました介護保険システム改修事業にかかります国庫補助金96万円がそれぞれ収入未済となったところでございます。

191ページをお開きください。

歳出の決算でございますが、予算現額の32億8,067万2千円に対しまして、支出済額31億2,918万8,820円で、執行率は95.4%でございます。

繰越明許費403万2千円につきましては、介護保険システム改修事業にかかります委託料を翌年度へ繰り越したものでございます。

194ページの実質収支でございますが、以上の結果によりまして、平成18年度介護保険特別会計の収支決算は、歳入総額32億8,275万8千円、歳出総額31億2,918万9千円、歳入歳出差引額1億5,356万9千円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源307万2千円を差し引いた1億5,049万7千円の黒字となりました。

次に平成18年度介護サービス特別会計の歳入歳出決算でございます。

215ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額は1,658万2千円で、調定額1,576万6,500円に対しまして、収入済額は1,576万6,500円、収納率は100%で収入未済はございませんでした。

217ページをお開きください。

歳出の決算でございますが、予算現額の1,658万2千円に対しまして、支出済額1,396万2,949円で、執行率は84.2%でございます。

220ページの実質収支でございますが、以上の結果によりまして、平成18年度介護サービス特別会計の収支決算は、歳入総額1,576万7千円、歳出総額1,396万3千円、歳入歳出差引額180万4千円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

次に平成18年度公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

225ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額は5億1,790万6千円で、調定額5億2,148万5,056円に対しまして、収入済額は4億7,622万941円で収納率は91.3%でございます。

収入未済額4,518万9,115円は、7万5千円の不納欠損処分を行った後の加入者分担金219万5千円、下水道使用料14万4,115円、繰越明許いたしました吉田処理区公共下水道整備事業にかかります国庫補助金1,595万円、一般会計繰入金720万円、市債1,970万円がそれぞれ収入未済となったところでございます。

227ページをお開きください。

歳出の決算でございますが、予算現額の5億1,790万6千円に対しまして、支出済額4億6,474万453円で、執行率は89.7%でございます。

繰越明許費4,840万8千円につきましては、吉田処理区公共下水道整備事業にかかります委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

230ページの実質収支でございますが、以上の結果によりまして、平成18年度公共下水道事業特別会計の収支決算は、歳入総額4億7,622万1千円、歳出総額4億6,474万円、歳入歳出差引額1,148万1千円となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源555万8千円を差し引いた592万3千円の黒字となりました。

次に平成18年度特定環境保全公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

239ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額は10億8,658万1千円で、調定額10億8,937万3,218円に対しまして、収入済額

は9億7,657万9,100円で収納率は89.6%でございます。

収入未済額1億1,273万3,769円は、6万349円の不納欠損処分を行った後の下水道使用料68万3,769円、繰越明許いたしました八千代処理区特定環境保全公共下水道整備事業及び甲田処理区特定環境保全公共下水道整備事業にかかります国庫補助金5,115万円、一般会計繰入金2,180万円、市債3,910万円がそれぞれ収入未済となったところでございます。

241ページをお開きください。

歳出の決算でございますが、予算現額の10億8,658万1千円に対しまして、支出済額9億5,524万2,616円で、執行率は87.9%でございます。

繰越明許費1億2,372万1千円につきましては、八千代処理区特定環境保全公共下水道整備事業及び甲田処理区特定環境保全公共下水道整備事業にかかります委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

244ページの実質収支でございますが、以上の結果によりまして、平成18年度特定環境保全公共下水道事業特別会計の収支決算は、歳入総額9億7,657万9千円、歳出総額9億5,524万3千円、歳入歳出差引額2,133万6千円となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源1,167万1千円を差し引いた966万5千円の黒字となりました。

次に平成18年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

253ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額は8億2,997万3千円で、調定額8億3,392万601円に対しまして、収入済額は7億6,166万7,886円で収納率は91.3%でございます。

収入未済額7,215万2,715円は、10万円の不納欠損処分を行った後の加入者分担金75万1千円、下水道使用料112万715円、繰越明許いたしました下水道減債基金積立及び入江地区農業集落排水整備事業にかかります県補助金3,008万1千円、一般会計繰入金1,110万円、市債2,910万円がそれぞれ収入未済となったところでございます。

255ページをお開きください。

歳出の決算でございますが、予算現額の8億2,997万3千円に対しまして、支出済額7億3,900万4,626円で、執行率は89.0%でございます。

繰越明許費8,193万8千円につきましては、下水道減債基金積立及び入江地区農業集落排水整備事業にかかります委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金、積立金等を翌年度へ繰り越したものでござ

います。

258ページの実質収支でございますが、以上の結果によりまして、平成18年度農業集落排水事業特別会計の収支決算は、歳入総額7億6,166万8千円、歳出総額7億3,900万5千円、歳入歳出差引額2,266万3千円となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源1,165万7千円を差し引いた1,100万6千円の黒字となりました。

次に平成18年度浄化槽整備事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

267ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額は2億3,030万5千円で、調定額2億3,944万8,663円に対しまして、収入済額は2億3,889万3,222円で収納率は99.8%でございます。

収入未済額55万5,441円につきましては浄化槽使用料55万5,441円が収入未済となったところでございます。

269ページをお開きください。

歳出の決算でございますが、予算現額の2億3,030万5千円に対しまして、支出済額2億2,586万539円で、執行率は98.1%でございます。

272ページの実質収支でございますが、以上の結果によりまして、平成18年度浄化槽整備事業特別会計の収支決算は、歳入総額2億3,889万3千円、歳出総額2億2,586万1千円で、歳入歳出差引額1,303万2千円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

次に平成18年度コミュニティ・プラント整備事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

281ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額は844万7千円で、調定額989万7,473円に対しまして、収入済額は989万7,473円で収納率は100%で収入未済はございませんでした。

283ページをお開きください。

歳出の決算でございますが、予算現額の844万7千円に対しまして、支出済額406万7,956円で、執行率は48.2%でございます。

286ページの実質収支でございますが、以上の結果によりまして、平成18年度コミュニティ・プラント整備事業特別会計の収支決算は、歳入総額989万7千円、歳出総額406万8千円で、歳入歳出差引額582万9千円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

次に平成18年度簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算ございま

す。

291ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額は11億7,263万2千円で、調定額11億7,693万1,631円に対しまして収入済額は11億7,046万9,777円で収納率は99.5%でございます。

収入未済額646万1,854円につきましては、水道使用料646万1,854円が収入未済となったところでございます。

293ページをお開きください。

歳出の決算でございますが、予算現額の11億7,263万2千円に対しまして、支出済額11億5,460万990円で、執行率は98.5%でございます。

296ページの実質収支でございますが、以上の結果によりまして、平成18年度簡易水道事業特別会計の収支決算は、歳入総額11億7,047万円、歳出総額11億5,460万1千円、歳入歳出差引額1,586万9千円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

次に平成18年度飲料水供給事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

307ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額は1,085万8千円で、調定額1,100万3,236円に対しまして、収入済額は1,099万8,716円で収納率は99.96%でございます。

収入未済額4,520円につきましては、水道使用料4,520円が収入未済となったところでございます。

309ページをお開きください。

歳出の決算でございますが、予算現額の1,085万8千円に対しまして、支出済額1,038万5,561円で、執行率は95.6%でございます。

312ページの実質収支でございますが、以上の結果によりまして、平成18年度飲料水供給事業特別会計の収支決算は、歳入総額1,099万9千円、歳出総額1,038万6千円、歳入歳出差引額61万3千円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

317ページ以降につきましては、公有財産、物品、債権、基金等の財産に関する調書でございます。

以上で要点の説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

次に本13件に関して、監査委員の審査意見についての説明を求めます。

監査委員 上國英登さん。

○上國監査委員

議長。

初めに、平成18年度安芸高田市各会計歳入歳出決算に関する審査意見について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、本年7月27日付で安芸高田市市長から審査に付された、平成18年度安芸高田市一般会計及び11特別会計の歳入歳出決算について、7月27日から8月22日までの期間、田中監査委員とともに、例月出納検査及び定期監査を参考に、安芸高田市監査委員監査基準に基づいて審査を実施いたしました。

審査は、決算及び附属書類について、計数を確認するとともに、予算の執行が合法的になされているか、また、その会計処理が適正確実に行われたかどうかを主眼として行うとともに、普通会計による決算財政状況についても検討を行いました。

審査の結果、平成18年度各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、かつ、それらの計数は関係諸帳簿及び証書類と符号して正確であることを認めました。

また、各会計の歳入歳出予算の執行状況及び財産の管理状況についても、おおむね適正であると認めました。

なお、決算の概況、各会計の状況、財産に関する調書及び審査に当たっての意見は、お手元に配付されております意見書に記載しておりますが、特に意見としては、実質公債費比率の上昇にみられる公債費負担の抑制、増加する滞納金に対する効果的な回収対策の取組み、及び行政改革を進めるうえで有効な行政評価システムの早期確立と効果的な運用について述べさせていただきました。

終わりに、このたびの平成18年度一般会計及び特別会計決算審査につきましても、審査の成果や課題をこれからの施策により反映させていくという本市の方針を受けて、従来よりも時期を2カ月余り早く実施させていただきました。

本庁の行政機能が集約される新たな庁舎の完成も間近となり、市民の行政への期待と関心はますます大きくなると考えられます。行財政経営の視点に立って、行政組織や運営の効率化を一段と図り、財政の健全化を進めながら、質の高い効果的な行政サービスを提供されるよう要望いたします。

続いて、平成18年度安芸高田市水道事業の決算に関する審査意見につきましても、ご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、本年6月14日付で安芸高田市市長から審査に付された、平成18年度安芸高田市水道事業の決算について、7月5日から8月22日までの間、田中監査委員とともに、安芸高田市監査委員監査基準に基づいて審査を行いました。

審査は、決算及び付属書類について、計数の正確性を検証するとともに、関係法令に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態を

適正に表わしているかどうかを主眼として行いました。

また、事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう経営されているかどうかを検証するため、経営成績及び財政状態を分析するとともに、経営環境の類似した団体との比較・検討を行いました。

審査の結果、審査に付された決算及び付属書類は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末の財政状態を明確に表示しているものと認めました。

また、経営の成績や財務の状態を経営指標によって分析したところ、特に問題点は見られませんでした。

なお、事業の実績、予算執行の状況、経営成績及び財政状態などは、お手元に配付されております意見書に詳しく述べております。

終わりに、少子高齢化の進展や、節水意識の高まりによって、水需要の大幅な伸びが期待できない一方で、施設の老朽化に伴う修繕や更新などに経費の増加が見込まれるなど、水道事業を取り巻く環境は、今後、厳しいものとなっております。

平成17年度から策定に着手されていた、安芸高田市水道事業中期経営計画が平成18年度に完了し、経営の基本方針や効率的な経営の具体策、水道料金水準の算定などが示されました。今後は、この計画をよりどころとして、事業の公益性を確保しながら、経済性を最大限に発揮されることを期待して決算審査意見の報告とさせていただきます。

○松浦議長 お諮りいたします。

本13件は、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認めます。

よってさよう決定されました。

お諮りいたします。

本案13件については、議長及び監査委員を除く議員19名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査に付することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認めます。

よってさよう決定をいたしました。

この際、休憩をとらせていただきます。11時45分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時27分 休憩

午前 11時45分 再開

○松 浦 議 長

それでは再開をいたします。

この際、休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長が決定され、通知がありましたので、報告いたします。

委員長、16番 山本三郎君。副委員長、1番 明木一悦君。

以上でございます。

日程第18 議案第65号 安芸高田市の花及び安芸高田市の木の指定について

日程第19 議案第66号 安芸高田市営駐車場設置及び管理条例

日程第20 議案第67号 安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例

日程第22 議案第69号 芸北広域市町村圏振興協議会の廃止について

○松 浦 議 長

この際、日程第18、議案第65号、安芸高田市の花及び安芸高田市の木の指定についての件から日程第20、議案第67号、安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例まで、及び日程第22、議案第69号、芸北広域市町村圏振興協議会の廃止についての4件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

議長。

議案第65号から67号また69号について、一括提案の説明をさせていただきます。

まず、議案第65号、安芸高田市の花及び安芸高田市の木の指定についてでございます。

本案は、安芸高田市の花にアジサイ、安芸高田市の木に桜を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

合併協定により、合併後、新市で定めることとされておりましたこの案件につきましては、たびたび議会においても質疑がなされる中、市民相互の一体感の醸成を図るため、早期制定を望む声がございました。

このたび、合併4年目を迎えることと、第2庁舎及び総合文化保健福祉施設が竣工することを一つの機会ととらまえ、この間、制定に向け準備をしてまいったところでございます。

具体的には、年度当初、民間の11名の委員による選考委員会を立ち上げると同時に、広く市民の皆さんから公募を受けるという形で作業を進めてきたところでございます。

結果としましては、去る8月27日に委員会から答申を受け、市の

花にアジサイ、市の木に桜という結論をいただきました。

このことは、推薦をいただいた多くの皆さんの意見が反映できていることと、選考委員会において慎重かつ真剣に審議をいただいた結果であることを踏まえ、答申どおり指定することが、安芸高田市にとって最もふさわしいものであると判断をしたものでございます。

続きまして議案第66号、安芸高田市営駐車場設置及び管理条例についてでございます。

本案は、甲田町及び向原町にそれぞれ設置しておりました市営駐車場の設置及び管理条例を廃止し、美土里町及び高宮町の高速バス停留所駐車場を加え、これらを統合した施設の設置及び管理条例を、新たに制定するものでございます。

なお、条例制定に合わせ駐車場使用料金の統一と管理運営方法を整理することにしております。

続きまして議案第67号、安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例についてでございます。

本案は、11月に供用開始となる総合文化保健福祉施設の1階中央部分に、住民自治活動を支援し、参加と協働によるまちづくりを推進するための安芸高田市まちづくり支援センターを設置するため、必要な条例を制定するものでございます。

次に、議案第69号、芸北広域市町村圏振興協議会の廃止についてでございます。

本案は、広域行政圏の振興整備を推進することを目的に整備された法定協議会の解散について、議会の議決を求めるものでございます。

芸北広域市町村圏振興協議会は、昭和45年に旧高田郡、山県郡の13町村の加入によって設立されたものでございますが、現在では平成の合併により1市2町に再編されました。こうした状況の中で、広域行政圏が本来持つ存在意義が気薄になっており、去る7月12日の協議会総会において協議した結果、廃止について合意をしたところでございます。

なお、今後の圏域の連携につきましては、これまでと同様に3市町と芸北地域事務所をもって、広域的な行政課題に対応していくことを確認しており、以上のことから、地方自治法第252条の6の規定により、芸北広域市町村圏振興協議会を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、4議案について、よろしくご審議のうえ、適当なるご議決をいただきたいと思っております。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

す。

本4件は、総務企画常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第68号 工事請負契約の変更について【安芸高田市第2庁舎・総合文化保健福祉施設（仮称）建設工事】

○松浦議長 日程第21、議案第68号、工事請負契約の変更について、安芸高田市第2庁舎・総合文化保健福祉施設（仮称）建設工事を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第68号、工事請負契約の変更についてでございます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例、第2条に基づきまして、平成18年3月24日の第1回定例会において、議案第66号で議決をいただきました、安芸高田市第2庁舎・総合文化保健福祉施設（仮称）の建設工事請負契約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

変更箇所については、今までもたびたび報告をしてきたとおりでございますが、今回、建設と請負契約変更をお願いする議案でございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長 それでは、お手元にお配りをしております、工事請負契約の変更についてという資料をお開きをいただきたいと思います。

それに基づいてご説明を申し上げます。

開いてみまして1ページであります。契約の変更につきまして、新旧の対照表を載せております。傍線の部分に変更をするものでございます。変更内容につきまして2点ありまして、第1点は、3番目に掲げております、契約の金額でございます。変更前が33億7,890万円でしたけども、今回変更後で34億3,100万1千円に変更するものであります。

次に変更の契約の相手方でございますけども、共同企業体の代表者であります前田建設工業株式会社の中国支店長が、武田豊氏から青木敏久氏に変更になりましたので、したがって、共同企業体の代表者を変更するものでございます。

変更金額にかかわります工事の変更でございますけども、2ページから3ページの方で、それぞれ主要な部分について、変更の事項並びにその理由についてお示しをしております。

その変更後の内容もそれぞれ冒頭に1番から16番まで番号を記しておりますが、その番号に対応して4ページ以降の図面の中に変更の場所を図示しておりますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○松浦議長

以上で要点の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

2点についてお伺いしたいと思ひますが、1点はこれに関係する、この第2庁舎・文化センターの関係する工事費が総額で40億という枠を決めてこれまでやってきたと確認をしておりますが、この枠の中にほかのことも含めて、入る予定でこういう変更金額になっておると思ひますが、これの確認を1点。

もう1点は、こういう内容についてそれぞれ内訳の理由というのもありますけど、個々の金額というのが、全くわからないのです。これの個々の金額についての提示というのとはなされないのですか。この2点についてお伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

まず全体の工事費でございますが、当初40億以内におさめていくということを目標に工事を施工してまいりました。

工事請負費でございますけども、本企業体に変更を含めまして、設定金額は先ほどお示しました34億余りでございます。そのほかにキュービクルの施設工事等々、さらには太陽光のシステム等々、もろもろの工事をしております。その工事が現在の段階で一部今、有線であります電話の工事等もございまして、若干残っておるといふ部分もございまして、現在の段階で36億9,784万3,710円を見込んでおるものであります。

業務委託の関係でございますけども、実施設計費、施工管理費、それから太陽光等の設計業務、施工管理、それから周辺のもろもろの事業等の関係につきまして、1億2,295万7,050円とこういった金額で現在予定をしているところでございます。

次に用地補償につきましては、駐車場の用地、それから補償等ございまして、合わせまして2億5,071万9,617円を現在予定をしています。

以上で合わせまして、40億5千万程度、補償費等も含めてその程度に現在おさまっています。以上でございます。

次に内訳の理由になります、個々の金額でございますけども、概算の金額でご報告申し上げたいと思いますが、1番に地盤改良の工法変更、これは600万程度。それから2番目の消防署側等の山留工事、これが850万程度。それから3番目の総合文化保健福祉施設の鉄骨工事の追加が1千100万程度。それからOAフロアの追加が350万程度。それから既設の移動書庫の、追加をしておりますけどもこれが320万程度。それから副市長室の増設が80万程度。それから第2庁舎1階間仕切りの新設が50万程度。それから図書館、いくつか変更をしておりますけども、これが合わせまして220万程度。9番目の荷捌き用プラットホームの変更が40万。それから和室の畳の数の増ですが、これが100万程度。それから設備・内装等の変更でございますけども、これが500万程度。それから駐車場の新設でございますが、これが100万程度。それから13番の第1庁舎の不要な機械設備の撤去等が350万程度。それから回転扉の廃止、これは140万、これは減です。それから15番目に消防署側の目隠しフェンスの廃止、これが200万の減であります。その他でございますが、小さいのがいろいろございまして、その合わせましたものが、790万程度であります。

以上で5,210万1千円という金額をはじいております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

なお、質疑の途中でございますが、この際、13時まで休憩をとらせていただきます。

~~~~~○~~~~~

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

先ほどご答弁いただきましたけども、40億5千万という最終的に数字があったと思いますが、これは委員会の中で論議してきた、いわゆる第2庁舎・文化センターに関係はしているというような枠でやるというようなご答弁があったようですけども、その枠の意味でお尋ねをしましたので、今の駐車場とかそういったものは、40億の枠の外にある数字も一緒に入れて40億5千万ということで、あえて40億もあったよというのを40億5千万という答弁をされたのでは、委員

会で何を議論してきたのか、そこらはよく整理をされてご答弁をいただきたいことが1点。

最終的に関連してお伺いしているというのは、第1分庁舎等の改修が、7千万という数字だったと思いますが、そこらが関連しているということで、委員会の議事録を見ても、確かに非常にあいまいな形で終わっているものもあるのです。そこらをおのこの際、明確に整理をしておいてほしいということをお尋ねしたいと思います。

それともう1点。変更事項の内容で3の総合文化保健福祉棟鉄骨工事の追加ということで、県の建築確認に伴う指導により鉄骨工事を追加したということですが、これは当然プロの設計者がお金を払って設計をし、それに基づいて工事を施工してきた経緯の中で、この部分について県の指導があったという形で追加というのは、その前の設計事態がどういう形で確認をしてきたのかということになります。設計者は設計者としてきちんとして設計した上で、請負の内容を決めてきているわけですから、県の仕事はずれ込むもうが、ある程度の中身については当然把握をして、設計をするというのがプロの設計会社の仕事というように思うのです。それに基づいて設計会社の方にお金を払っているわけですから。そういうところの経緯を再度説明をいただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

先ほどは第2庁舎・総合文化保健福祉施設にかかわる総事業費をご報告申し上げましたけども、議員ご指摘のとおり、コンペの実施要領で40億という規定をしておりますけども、それは解体工事、現庁舎の改築費及び消費税を含むということの中で40億ということでございます。

その分について申し上げますと、工事の請負費これが契約分が33億7,890万円、それで追加が現在5,210万1千円。太陽光の工事が8,672万5千円。そして保健センターの現第1分庁舎の改修工事として、いわゆる7,035万というのが該当する数字でございます。これを合わせますと、35億8,807万6千円という数字でございますので、40億を大幅に下回った金額で現在執行できているということでございます。

次に保健センターの関係でございますけども、今申し上げましたように7,035万という数字を上限として、現在設計にあたっておるところでございます。

次に説明資料の2ページ、建設工事変更事項の3番目に総合文化保健施設棟の鉄骨工事の追加でございます。建物の強度につきましては、当然合格しているわけでございますけども、最上階にダクト等を置くということになっておりました。このダクトの工事をする上で、さらにそのダクトの維持管理を今後していく必要がございますので、鉄骨

を敷設をすることによって、工事の安全並びに維持管理のときの利便性を図っていく。こういったことで、この鉄骨工事をした方がよいであるという意見のご指導もいただきまして、したがって工事をしたということでもあります。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

熊高議員よろしいですか。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番 明木一悦君。

○明木議員

今の3番の、2ページの3番の鉄骨工事に関してですけど、今の必要で追加するようにしたという、これは県の指導によりということになっておりますけど、設計段階でその設計計算書なんかも、もう既にダクトを付けるということは、最初からあったと思うのです。その中で、その設計計算書においては、これは問題なかったのか。また、建築確認の指導というのは、これはどういう指導なのか。どうしても付けろということなのであるか。その計算の上で必要性があるのかないのか。そのあたりもう少し答弁いただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

議長。

鉄骨工事の追加の関係でございますけども、構造上何ら問題はないと聞いています。ただ先ほど言いましたように工事を施工する、そういった安全性の問題、さらには維持管理を行おうとしておるわけですけども、その維持管理上の安全、また利便性を高めていくということの中で、そういった工事をした方がいいだろうという指導をいただいて、追加をしたということでございます。構造上何ら問題があったわけではございません。

○松浦議長

答弁を終わります。

1番 明木一悦君。

○明木議員

議長。

今の答弁で、やはり今回は、先日の委員会でも話をさせていただいたと思いますが、やはり安全性という部分で、設計上いろいろと問題があったのではないかなというふうに考えます。この間の、階段の下の、委員会でもありましたけど、階段の下の方のエッチ鋼がむき出しになっているとか、今回のことについても設計上で安全性、利便性を高めるということですけど、ほかにこういうことがあるのでしょうか。

今はない、検査をしているというふうに言われると思いますが、これはもし出てくるようであれば、やはりそのあたりは設計責任というのにも考える必要があるのではないかなと考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

現在の段階で議会でもご指摘がございました、2階へ上がる階段の下のエッチ鋼がむき出しになっている。それから職員から一部指摘がございまして、1階から2階へ行く階段のちょうど上がり小口といいますか、上がる側のステップが、手すりがついておりますが、その構造の問題。それから3階だいたと思いますけども、教育委員会側の方からホールの方、強化ガラスで上にステンバーを付けた、いわゆる防護の壁でございまして、これも構造上問題はございませんけども、少し揺れがあるということで、不安感を与えるということがございましたので、それを止めるというふうな、数点については指摘も職員からございましたので、そういったことについては、再度整理をするように指導をしたところであります。それ以外については、現在のところ職員の方からも、いわゆるそこで日常的に住民の皆さんと接するという目線でチェックを入れるようにしておりますけども、現在の段階で伺っているものはございません。

また工事の施工の段階で、安全性の問題において協議したことはございません。

以上であります。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

○山本議員

はい。

○松浦議長

16番 山本三郎君。

○山本議員

はい。

先ほどからいろいろ内容について質問をしておりますけど、私も工事変更機構などの1番についてちょっとお尋ねしたいと思います。

地盤改良の工法変更となっておりますけども、この土質調査というのは、かなり私らはここを見たときにやっておられたと思います。そうしたことにおいて地盤の部分的なスタイルというところが判明して、それに対しての600万余りの金額で、補正を組んでもらいたいということでしょうけど、業者は大体どういう責任感覚を持っているのだろうかと思います。

例えばそれぞれの家庭で、家の工事をする、家を建てるとか何とかする場合に、やっぱり多少の予算よりはどうしてもオーバーする場合もあることはわかるのですが、これらははっきり申し上げまして、当初から地盤調査をしっかりされておる段階で、こういうことが部分的に出たということで、追加をみてくださいというようなことで、その責任感覚はどのようにとらえているか、そういうことに対して執行部は業者とどのような話し合いをされたのか、そこらの点をお聞きしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

まず土質調査でございますが、これは実施設計とは切り離しまして、専門のそうした土質を調査する会社に業務を委託するわけでありまして、その土質調査に基づきまして、設計会社の方が設計をしていくという形になります。

では今回の土質調査はどのようにしたかというところでございますけれども、今回該当しました、総合文化保健福祉施設の方でいいますと、いわゆる広銀と消防署のちょうど間の境の一番北東側、それから一番反対側は庁舎側、ちょうど真ん中の建物のちょうど真ん中の、いわゆる北東側とそれから庁舎側、そして新町1号線、いわゆるDEODEO側の方の一番端の方、そして広島側の一番端の方、この4カ所を実は土質調査でボーリングをしたと思います。それに基づいて実は設計を組んでいただいたわけでありまして、ちょうど土質のいわゆる支持基盤が弱いというのは、消防の裏の方でございます、そこはボーリングのポイントでなかったということと重なって、実際掘削をして支持基盤がそれだけの強度を持っているかどうかと、いう調査をした結果、不十分であるという結論に達しまして、そのことによりまして、設計の変更をかけ変更に向けてそのような措置をとったということでございますので、経過等含めてご理解いただきたいと思っております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

16番 山本三郎君。

○山本議員

いろいろ説明を聞きましたけど、委託業者が調査をしてそれを設計の段階で今度前田建設工業と砂原組、山陽工業が共同企業体で工事をしてきたというわけですが、やはり今の2番目にあたるのです。消防署側の山留工事の実施、これらは一般に関連したようなことで説明を受けましたが、いずれにしても、こういう大事な問題が、この追加の金額が出てきたということは、業者としてもある程度最初に地盤調査をして、ここはどうなのかというぐらいのことは、およそ検討はつくと思います。そんなに100メートルも200メートルも離れているところはないですから。そうしたことを考えたときに、私はこの1番と2番というものについては、もっと業者の責任というものをしっかり追求していただきたい。同時に、これは今日本会議で内容説明をして、議題を議決に持ってく段階になっておりますけれども、このものを大体、第2庁舎特別委員会が設置をされている中で、これだけの5千200万余りの追加が出るような段取りになったときに、執行部はせっきやく特別委員会ができています中で、前回特別委員会がありましたときには、本会議を予定しているからということで、内容についてもいろいろ詳しい協議は本会議でしていきたいということでありましたので、今日を迎えているわけですが、もっと親切身のある特別委員会へ向かっていく段取りがあったのではないかと、今になると我々は少し執行部に対して疑念を持っております。

いずれにいたしましても、こういう5千2百万となる追加ということで、納得のできる部分とそうでない部分とが、いろいろそれぞれ、私は持っており、議員の方も多分あると思いますが、1番2番についてはもっと業者へしっかりと、安芸高田市は何ぼでもお金があるわけではないですから、やっぱり責任感覚というものを持っていただいた交渉の上において、この追加を出していただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

まず説明資料の関係で地盤改良の工法の変更、それから山留工事の関係ですが、先ほど申し上げましたように、この設計を組むに当たりましては、土質を、先ほど言ったようにコンサルタントに、ボーリングを行わせ、そしてその資料をもとに設計を組ませていったということで、これが今の総合文化保健福祉施設と申しますと、先ほどご説明しましたように、こちら側が国道側で、こちら側が現在の庁舎である、ちょうどこの対角にいわゆるボーリングを打っています。そして、土質の状況を把握して設計をしているという形になるわけですが、実はここの部分が、たまたまと言ったら大変語弊があるかもしれませんが、ちょうど要するにこういったところは一番外れたここの部分で、いわゆる土質が悪いということが掘削後、明らかになったということでございますので、その点につきましては、土質調査をもう少し丁寧に何カ所もやらなかったかということでございますけれども、通常はこのぐらいの面積のものであれば、その程度で土質がどうであるかということ进行调查するものなので、そこについてはご理解をいただきたいと思います。

それから変更事項のことでございますけれども、実は特別委員会が開催される、工事に取り掛かります、その後進捗の状況の中で、折々に特別委員会を開催をしていただきましたが、その段階で重要な変更については金額については精査していく必要がございますので、それまでは申し上げませんでしたけれども、地盤の改良につきましても、山留の方につきましても、OAフロアの追加等々につきましても、それはそれぞれの委員会のときに、ご説明を申してきたと思っております。

今回最終的という中で、この間の特別委員会の中では、ご報告申し上げなかったものもいくつかありますけれども、大方のものについてはやはりご説明を申し上げてきた。そのいわゆる集大成といいますか、まとめたものが今回の変更ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質問はありませんか。

12番 青原敏治君。

○青原議員

はい。

先ほど熊高議員さんも言われましたが、私も特別委員会の中で、4

0億という話をしています。それで市長さんのお答えは、総事業費については40億以内で完成させますと、いうことを言い切っておられるのです。

先ほど田丸部長の説明にもありましたが、今聞いてみれば35億ぐらいでできているのではなかろうかというふうなことを言われましたが、私で見れば、やはり第2庁舎・文化総合福祉センター等々の関係した事業費、全体で何ぼになるかというのを市長さんにお聞きしたら、40億以内ではおさめますということを聞いていますが、そこらの認識がどうなのだろうかという思いがしていますが、そこをもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

最初40億のいわゆる定義、どこまでを40億とするのかということで、この間コンペをさせていただきましたけども、その変更以降少しそれぞれの理解にいろいろ幅ができてきたことが、私どもとしてもあるのかなという気がしております。

コンペのときに実施要領ということで、皆さん方にも協議をして、ご確認をいただいたわけでありますけども、その中で設計条件というものがございまして、どういう機能と設計条件ということで、いわゆる行政の事務をする部分、それから議会に必要な機能、それから生涯学習等々のそういった機能を要約し、そして設計の状況としては、現在に至ったいろいろなことを定義をしております。

この設計条件をいくらの範囲でするかということで、工事費限度額で40億円以内（解体工事、現庁舎の改築費及び消費税を含む）ということで、40億という数字を出していっておるところです。その中でコンペが終了し、設計の変更、当然市民の皆様も含めて、いろいろとご議論をいただいてよりよい設計に変えてきました。その過程の中でもやはり、40億以内ではおさめますよという条件を付して、市民の皆様からのご意見もいただきましたし、議会からのご意見もいただいたと思っております。

そういった意味では、本体の40億というのは先ほども申し上げましたように、庁舎の本体の工事、それから太陽光のシステム、そして保健センターの改修工事、これを含めて40億という数字だったというふうに理解をしておるところであります。

ただ、議員ご指摘のように総事業費という形でご質問をされたということでございますけども、私どもとしてはやはり、いわゆる工事請負費ということの中で整理をさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

12番 青原敏治君。

○青原議員

理解しろと言われてもなかなか理解できないところがありますが、

やはりこの財政難の中で、やっていく事業でございますので、やはり40億というのは私の思いは総事業費、今のいわゆる道路改良であり、もろもろの工事がありますが、それらの含めた関連の工事だろうと思えますねこれは。これをやらなければ、やはりそれらも含めた事業費で40億ということをお私に思っておりましたので、ちょっと認識が違いましたが、この分については、40億でおさまるということなので、理解しろと言われれば、しないこともないのですが、置いときまして、次にもう1点お伺いしたいのですが、この変更で1千万ぐらいの金額が出ていますが、これはさっき金額を言われましたが、何か業者が言われたままの金額が出ているのかなという思いがしています。業者へある程度のペナルティをとってもいいようなところもかなりあると私は思います。業者の言いなりでここへ、その金額が出たのかなという思いがしております。

それと16番のその他の790万。ちょっと額が大きいです、これ。もろもろで790万ですというような言い方をされていますが、できれば、そこらあたりも詳細に示していただきたい。中身もいろいろ難しいところがありますので、そういう資料があれば出していただきたいと思えます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

まず変更の中身につきまして、業者の言いなりではないかというご指摘でございますけども、設計の変更につきましては、金額の変更を伴わない軽微のものにつきましては、担当しております私の方で判断をして、業者に指示書を与えて、それで実施をするようにしています。金額に変更をする内容、さらには当然、金額の変更をしなくても、上の判断をいただく必要がある案件と思えますので、それにつきましては、市長以下3役の判断をいただいて、指示書を持っていわゆる業者に指示をするという方法をこの間取ってきております。

当然そういったことの中での変更ということでございます。金額的な問題につきましては、設計しております業者並びに私も建築を担当者しております課長並びに担当者、そして業者の3者でいわゆる設計の金額を一つひとつ設定をして決めていく形にしておりますので、決して管理をおろそかにし、業者の言いなりになっているという実態はございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

次にその他の790万でございますけども、これはもろもろ、小さいものを積み上げたものでございまして、現在、手持ちに資料がございませんので、必要があれば、時間をいただきましたら資料を整えさせていただきますと思えます。

以上です。

○松浦議長

12番 青原敏治君。

できれば資料を提供してもらいたいと思えます。と言いますのも、

10番の和室の枚数が3畳増えて100万かかると。場所も含めた分だろーと思いますが、100万円というのは何かおかしいのではないかというようになります。そういうのもありますので、できればお願いします。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長 まず和室の畳の関係であります。これは畳の3枚が、100万円ということではございません。面積が変わりますので、壁を移動させるというふうなことを含めて、いわゆる100万もかかるということでございます。

それからその他の詳細でございますけれども、休憩をいただいてどのぐらい資料を提出するのに時間がかかるか、調べさせていただきたいと思っております。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

ただいま青原議員から資料提出の要求がありました。これを求めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしということでございますので、後ほど資料提出をしていただきます。

〔時間があれば休憩をとってと言うたじゃないですか。との声あり〕

○松浦議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時25分 休憩

午後 1時38分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま執行部の方から資料提出については時間がかかるということでございます。口頭で説明をしたいということでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長 その他の項目でございますけれども、お手元の資料の中で番号を打ちまして、16ということで赤で記入したもの以外に実は材質の変更、それから小さいものであればコンセント、それから電灯の数、照明の数等々、全部あたりますので、したがってそういったものの必要なものは、やはり設計書の中で全部拾ってくるという形になりますので、全体につきましては2、3日の時間をいただきたいと思います。

その他の中でも図面に落としておりますものにつきましては、担当の課長が控えておりますので、担当の課長の方から説明をさせていただきたいと思っておりますが、対応をよろしく願いしたいと思います。

○松浦議長 それでは引き続き答弁を求めます。

企画課長 竹本峰昭君。

○竹本企画課長

議長。

それではその他の事項の、主だったもの、また細かい対応についてということですが、先ほど部長の方からありましたように、そういった中で種々の数量の変更、材質またはそういった品数そういった数量のもの、そういったもろもろのものを合わせまして、全体額となっております。主なものとして、お手元の資料の中の図面の方に一部は記述をさせていただいております。

例えば1階の平面図をご覧いただきたいと思います。ここには調理室の機器変更として文化棟の中に、調理場の器具の中でIHクッキングヒーターの導入、またそういった中の変更、そういったものはあります。さらにその上の調理室の上にあります、研修室の中の一部倉庫をつぶしており、そういったものも含めております。

2階等に行きますと、文化棟の中の生涯ホールの中のちょうど中間部分にありますが、その内装及び控え室周りの一部機器の変更、そういったものも含めております。

そういったものと、3階の部分で現庁舎の中のものも入れていますが、議場関係の一部変更といったものも入れてます。そういった中、電気、設備などのすべてのものの数量の根拠との変更の差を、その他として全体をまとめさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

[金額を言わないとわからないとの声あり]

○松浦議長

金額を説明してください。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時43分 休憩

午後 1時44分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩を閉じて再開いたします。

金額を述べてください。

竹本峰昭君。

○竹本企画課長

その他の図面の金額一つひとつの金額ということでは、現在この場に資料は持ち合わせておりません。全体の中で数量と設計額の差により、最終的にはその他金額を全体額で表示させていただいたものです。

その細かい金額等の資料ということになりますと、設計書等すべての範囲について挙げてこなくてはいけないということで、今日のこの場には金額の提示はできません。お詫び申し上げます。

以上です。

○松浦議長

暫時休憩いたします。

2時15分まで休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 2時15分 再開

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。

企画課長 竹本峰昭君。

○竹本企画課長

それではその他部分の内容と金額について、わかる部分について説明をさせていただきます。

まず図面の方を見ていただきたいと思います。お手元の資料の中の1階平面図の方をご覧いただきながら、金額等の説明をさせていただきますと思います。

まず文化棟の方の16番と書いてあります一番で研修室内倉庫設置、これが15万円となります。そして16番のその下にあります調理室機器変更、これIH等の変更でございますが、これが25万とともに外壁部分の倉庫部分等の和室へ施工しております。そして2階部分の、1枚めくっていただきたいと思います。

まず文化棟の真ん中にあります部分に、内装、控え室の廻りの部分を変更いたしております。これが全体の間仕切りとか、内装変更等で20万となっております。そして2階の第2庁舎の右の方にあります、書庫への変更で、これは床材の補強等を行うということの中で、15万円の増となっております。そして3階部分の方をご覧いただきたいと思います。

3階部分の間仕切り変更等の部分ですが、この不要機械等の部分については、ちょっとこれは別な事柄なので訂正させていただきます。内装等の変更にかかる30万の変更増は床の仕上げの変更等もございします。全体では790万の中、現在実施しておりますのは、その金額となりますが、その他として、各内装等の仕様変更、床材の変更、電気設備、コンセント、照明の数量の変更、または庁舎文化棟等のサイズ変更等の増となったもの、また当初の設計に市費で、細かく各種増えていったもの等の積み重ねが、全体で790万となったものでございします。

以上で終わらせていただきます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

それでは順々に番号によって伺いたいですが、1と2は、こういったところに建物を建てる場合は、周りの近辺を把握するというのが大前提で、我々が家を建っても、隣の水が出ないとか影がどうなるかとかということがあるので、私は基本的には設計者のミスだと思いますが、

説明がありましたのでその点は省略しますが、3番ですが、ここに維持管理費に非常に必要な部分だと、その維持管理費が1千百万投資することによって、どれだけの効果があるのか、そのために1千百万の工事をされるわけですが、この工事をする上においての特に問題はないと言われたので、工事のため維持管理のために1千百万も投資するという点についての具体的な効果を伺うものでございます。

それから5番の解体、庁舎に利用したというのですが、これはどのように利用するために整備されたのか伺うものでございます。

それから今の6番とか7番、こういうのが一番私は追加工事が出てきて、無難な数字だなと思っております。

8番につきましては、これは多分図書館の関係者が検討されて、事務室を設けたりとするようにされたのだと思いますが、庁内の検討の結果というのは非常に多いです。それで、この図書館のこういう改装をすることによって、いろいろ効果が出やすいというふうに思うわけですが、これはどういう意見のもとに、畳コーナー、ウッドデッキの新設を現在望まれた施設として、取り入れられたのか伺うものであると。器具はもうこの程度の金額は当然だと思います。

次の10番ですが、利用団体の要望は30畳のわずか1割3畳ですが、どのような効果を求められて、3畳ほど増やされたのか伺うものでございます。

それから11番なんかは、今日の議会で早速ありましたが、説明員の席が少ないという中で、逆に振り返ってみると、議員の方がかなりゆとりがある状況になっておるわけです。そうすると議会運営をスムーズにする上においては、説明員の方が当然増えておいた方が、今の休憩等を見てもスムーズにいくと思いますが、このあたりはもう少し議会の方にも相談をされて、執行部の席をどうするのか議会の方にも申し入れがなかったのか、その点が私がちょっと懸念を感じるわけでございます。

また出退表示とかは、席数の増とか、これはもう少し事前調整が要って、この時期に追加工事の500万というのは、どういう経緯でなったのか伺うものでございます。駐車場の100万はこれでもいいと思います。

それから13番の第1庁舎の不要機械設備というのは何であったか、その設備は有効利用するために施設をどのように有効利用されるのか伺うものでございます。

議場を改修に伴い云々とありますが、改修をするために具体的に、やはりこれだけの文章では理解しにくいので、ある程度もう少し具体的な説明をいただければと思っております。

以上の点についてお伺いをいたします。

ただいまの質疑に答弁を求めます。

企画課長 竹本峰昭君。

○松浦議長

○竹本企画課長

それではご説明させていただきます。

議員さん質問の中で、まず3番の総合文化保健福祉施設棟鉄骨工事の追加の施工上の必要な理由等の説明ですが、このことにつきましては、当初設計上におきましては、施設上のダクト、こういったものにつきましては、天井北上吊という形の施工方法を当初の設計段階で対応しております。そうした中、施工上において、業者とNSPの確認の中で、実質上どのように施工するのが施工上の安全性及び今後の維持管理上よいかということ、県の建築確認等の法の協議、指導に基づき、施工上の安全性、今後設備上のダクトなどの取替え等を考えたとき、天井等の吊りという施工よりも、鉄骨で施工また維持管理をする方が、全体的な今後のメンテナンス等においても有利となるという判断をさせていただきました。

続きまして、5番の既設移動書庫の布設工事ですが、これは当初解体建物でありました、食堂等の中にありました書庫を、4階の屋上部分にこれは検討委員会等で、第2庁舎の4階部分を書庫として活用したらということが出てきた部分でございますが、そこに現在あった可動式の書庫を、一部空間があるので、そこに現在の既設書庫を入れる中で、倉庫等の書庫数を増やしていきたいという考えで、増設をさせていただいたものです。

続きまして8番の授乳室の新設や図書館畳コーナーの新設、ウッドデッキ部分の変更等について、どのような考え方で、そういったものをしたのかということでございますが、庁内検討の結果ですが、基本的には教育委員会等の協議の中で、利用者等の利便性を図るという中で、和室コーナー、図書館の畳コーナーそこについては、お年寄りと子ども等がふれあいながら、のんびり空間を共通に利用できる場として、ゆったりする空間として位置づける方が利用促進等が広がるのではないかと、また当初ではテラス部分となっていたところにつきましてもウッドデッキ等にする中で、実質的な外部ではございませんが、一部外部的な使い方の中で机等を置く中で、のんびりとした利用等で利用促進を図ったらどうかということに変更をしたものでございます。授乳室及び一部トイレ部分につきましては、図書館の外側の文化棟にトイレまたは授乳のコーナーを設けているわけでございますが、子どもさん等の利用、乳児等の利用、乳児等を抱えたお母さん方の利用を考えた場合ということで、図書館内の一部コーナーに新たに新設した方が、利便性が図れるという判断で変更をさせていただいたものです。

10番の和室の畳数の増。当初の段階では、和室を30畳で、市民検討委員会の中では一応のご理解をいただいたわけですが、実際の利用団体等から茶とかをする場合における基本的な畳数というのが、33畳はどうしても欲しいという要望等もあり、和室の畳数を増やし倉庫を一部狭くして、対応したということでございます。

11番の設備関係の500万の内容について、議場内の執行部の座

席数をもっと増やしたらよいのではないかといった中で、事前協議といった形のご指摘をいただきましたが、その内容についての考え方と、変更について一部説明をさせていただきます。

議場部分につきましては、出退表示の設備をこの議場の外に位置づけるとともに、実質上の中で3役という議員さんのこういった議会だけでなく、日常的なときの執務の状況で出退等を明らかにするということも考えまして、その出退表示の設備のものを増やさせていただいたということです。これにつきましては、総務部の方に一部を出退表示設備を増やさせていただいたもの等でございます。

さらに座席数の増につきましては、現在機構改革等ということもあるわけですが、当初の設計よりも少しでも多く執行部側に座席を用意しておくことが、今後の対応においてもあらゆる対応ができるのではないかということで、座席数の増を対応をさせていただいたもの等でございます。

13番の不要機械設備の撤去。これは何か、またそれを撤去した後の利用はいかに考えておるのかというご質問だったと思いますが、これは現庁舎の中にあります、1階部分の機械倉庫及び2階3階等にあります機械を入れていた部分につきまして、新たな設備を投資する中で、不要となってしまった機械があります。これにつきまして、当初の段階では撤去は入れておりませんでした。その部分の不必要な機械等を撤去して、そこを倉庫及び喫煙室に対応するというので、不要機械設備を撤去したものでございます。それと今改築しております現庁舎の議場の改修に伴い、鉄骨張りの増というのは、当初の議場の天井を吊るためには、その中に鉄骨の梁を渡さないと天井が吊れないということで、軽量の鉄骨の梁を増設し対応したものでございます。

さらに電気設備等の一部改修等を現庁舎で行うものでございます。

以上で変更等の内容の説明を終わらせていただきます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

15番 入本和男君。

○入本議員

再度、3番について伺いますが、今の説明ですけれども、当初からの工事施工については、通常なら予算化してなくてはいけないかなというふうに私は思います。どの程度の維持管理が、年間、ここに書いてある以上は、維持管理費も必要な鉄骨工事の追加をしたと。これ工事のためにでしょ。維持管理は1,100万なのです。仮に年間に10万で済むものか、1万で済むものか、それはわからないですが、ここにやっぱり工事をしたりして、1,100万使ったのか、維持管理費のために1,100万使ったのか、双方で500万、500万で1,100万かかったのか、その中でいろいろ具体的に、私は説明を受ける必要があらうかと思えます。

それと具体的に執行部の席が何席増えたのでしょうか。以上2点。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

企画課長 竹本峰昭君。

○竹本企画課長

まず、3番の鉄骨工事に伴う施工上と維持管理上の金額的な対比ですが、これにつきましては確かに議員ご指摘のように、維持管理上がいくらとかいう形の分については、実質上はその判断はしておりません。というのが、その協議の段階において施工方法として、吊りで行う手法とさらには鉄骨張りのな工事をする場合で、今後のダクト及び機械施設等の配管、電気設備等の配管等の維持管理及び施工上ということで、県の建築確認を指導いただいたところに協議を行い、どちらが今後においてよいかということで施工上、維持管理上を含め、指導を仰いだ後にそういった形の変更としてさせていただいたものをご理解いただきたいと思います。

それと議場の執行部側の座席数は、具体的に何席増えたかということですが、2席ほど増やさせていただきました。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

15番 入本和男君。

○入本議員

3番についてしつこいようですが、これは甲田のミューズを見た場合に確かに吊り型でなくて、維持管理するときに床張りになっていました。そうすると、プロの世界でそれをやるということは、今は吊りというのははやらないと、投資しても、今後役立つのは、当初からこれは盛り込まなくてはいけないというのが大前提にあるわけです。言ってみればNSPの失態ではないかと私は思いますが、その点についての値引き交渉的なものはされたのか、NSPの責任を感じられたか、そこらあたりはどのように担当課とすれば、また執行部の方にも了解を得て云々というようなものを予算については、3役にも相談したのかどうかという中で、検討課題はどうであったか伺います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

企画課長 竹本峰昭君。

○竹本企画課長

はい。まず施工の仕方で、確かに吊り上の対応、またはそういった鉄骨という方法という形で当初から対応してなかったのがおかしいのではないかと。またそれについて、発注者側がその確認をできてなかったのが、おかしいのではないかとという議員のご指摘について、とりわけ私たち発注者側の課題もあったというふうに思っております。

ただ施工上としての構造上の課題ではなかったという中で、当初の設計のままで発注をかけていたのが現実でございます。そういった中でどのように協議し、対応したかというご質問ですが、主な工事の変更については、まず具体的に発注者、施工業者、そして施工管理業者と協議をした後、金額等の変更に伴うものにつきましては、基本的に3役協議等の中に出させていただいて、その実施について確認をいただき、最終的な指示書、協議書で業者等に指示を出して対応をさせていただき、このことが設計上のすべてミスとは言えない状況であると

いう判断をさせていただいたと、いうことをご理解をいただきたいと思ひます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

○熊高議員 議長。

○松浦議長 10番 熊高昌三君。

○熊高議員 今の3番の件ですけど、委員会のときにいろいろ協議してきた中  
ありますけど、先ほどからあるように金額が出たのは今日が初めてで  
ですけど、やっぱり1,100万というお金は非常に額が大きいです。  
だからいろいろ議員から意見が出たような形で質問があったと思ひま  
すし、私もそういった思ひで2回も質問しましたが、今の課長の前の  
説明では、その1,100万の価値がどこにあるのかという判断は十分  
理解ができません。ですから、いろいろ工法がある中で、当初の  
設計に対して1,100万を設計変更という形にして、出す必要が本  
当にあったのかどうかという理由を、もう少し具体的に明らかにされ  
ないと判断できないという気がします。これが図上にも番号もないで  
すし、図面上もこういった形が出たというの、いろいろ委員会の中  
で説明があったのかもわかりませんが、1,100万というお金がか  
かっているのならそういう見方もしていたかなという気がして、私も  
反省はしております。そこのところを図面なり、もう少し1,100  
万のどうしても投資をする価値があった、する必要があったという説  
明責任を執行部は果たしていただかないと、これはこのまま、はいそ  
うですかという形で理解はできないという気がします。部長なり課長  
なり、あるいは3役も含めて検討されたということですから、そこら  
の判断をどういうふうにしたのか、具体的にもう少し説明いただか  
ないと、私も3回目ですから説明によっては本当に理解できるかでき  
ないかという瀬戸際なので、しっかりとした答弁をお願いしたいと思  
ひます。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長 議員ご指摘のとおり、1,100万という金額ですので、これにつ  
いては安易に判断できない金額であるというふうに私たちも感じてお  
ります。

今一番高い最上階でございまして、工事を施工する上での安全の問  
題、さらには課長が先ほど申し上げましたように、これから何十年が  
たってメンテナンスをし、状況によってはその機器の交換等も生じて  
くるといった場所であります。そういった意味ではそういったところ  
の安全性の問題を含めて、総合的に判断をさせていただいたというこ  
とでございまして。

今図面等のご指摘もございましたけども、できましたらそういった  
資料を提示をさせていただきまして、担当の課長の方から具体的に説

明をさせていただければと思います。

○松浦議長

それでは続いて答弁を求めます。

竹本峰昭君。

○竹本企画課長

図面でございますが、当初のこの配置図の中に天井部分の鉄骨の図面というのは、どうしても図示できなかったということで、図面はつけておりませんでした。そういった中、議員ご指摘のそういった図面の提示ということでございましたが、現在手持ちしておりますので、その分で資料提出し、説明をさせていただければと考えております。

以上です。

○松浦議長

今答弁にありましたように、配布させてもらってもよろしいですか。

[異議なし]

○松浦議長

暫時休憩いたします。

コピーするというのでございますので、2時50分まで10分間休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時40分 休憩

午後 2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

書類を配ってください。

[書類配布]

○松浦議長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時51分 休憩

午後 2時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

会議を再開いたします。

書類につきまして説明を求めます。

企画課長 竹本峰昭君。

○竹本企画課長

それでは図面のご説明をさせていただきます。

この図面は、施工図を皆さんの方へご提供したものでございます。

その中で色は少し薄いですが、赤く塗っている部分に変更として対応したものでございます。

これにつきましては先ほど来、話をしておりますとともに確認のためもう一度説明をさせていただきます。

下部分がホール部分になっています。上部分が4階の文化棟の部分となっています。機械室等は基本的に屋上でございます。そこからのダクト、設備、配管、そういったものが対応しているところに入っていただける部分でございます。ホール棟等にも行きます空調関係、設備、照明関係等の配管配線を当初は吊り金具等で対応しておりましたが、今後の地震時等のより安全性ということがひとつはありましたが、事

実上は維持管理を主体とし、ダクト、電気、そういった設備等を対応するためにその鉄骨の梁を増やしたもので、増やした部分が基本的に赤くなっています。

それが4階の梁部分、天井部分という図面だにご理解いただきたい。2枚目についても同じような記述の中で、そういった設備関係がくる部分について、鉄骨の梁をすることによって、電気設備等の対応の維持管理を行う上に、必要であるという判断をさせていただき、変更をしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

19番 岡田正信君。

○岡田議員

今まさに出ましたことで、1番と3番と課題が出たわけですが、私はこのいよいよ完成間近になって、前の武田さんと青木さんが、これは向こうの会社の人事のことでありまして、どうもうちではどうもしようがないこともあります。おおむねして、よくこういう事業では人事の変えもよくあります。いつ頃これは変わられて、こうなったのか。中身はともあれ、向こうの会社ですから、それまでと言われればそうなのですが、やはり追加工事とかこういうことがあったから、変えられたのではないかと、これは私の想像なので、想像で言ってもらっては困ると言われるかもしれませんが、土地改良区の問題につきましても、いろいろな公共事業にいたしましても、大きな工事は、こうしたあることに、そこらをつかんでおられれば、答弁いただきたいと思えます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

企画課長 竹本峰昭君。

○竹本企画課長

いつごろの時点のものかといいますと、これは文化棟等の工事を施工する前に施工図の承認が出てまいります。施工の方法としての議論の中でどのような対応がいいかということで、昨年8月から、ちょっと確かではないですが、8月9月の段階で協議し、建築等の中で指導等をいただいたものでございます。

以上です。

○松浦議長

19番 岡田正信君。

○岡田議員

何で責任者が変わったんですか。

○松浦議長

的確に答弁してください。

答弁を許します。

企画課長 竹本峰昭君。

○竹本企画課長

はい。これは業者の中の代表として、今年の4月3日に変更となったものでございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

○松 浦 議 長 ないようでございますので・・・。

○熊 高 議 員 議長。休憩の動議。

○松 浦 議 長 ただいま休憩動議が出ましたが、動議を採決してよろしいでしょうか。

[多数の議員より賛成の声あり]

○松 浦 議 長 それでは賛成でございますので、休憩をとらせていただきます。

~~~~~○~~~~~

午後 3時00分 休憩

午後 3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長 会議を再開いたします。

ただいま動議が出ました件につきまして、私は議運を開いて進め方を協議いただきたいと提案しましたが、その必要もないという意見もございました。したがってここで皆さんに、改めて論議する議事延期の方法をとるか、このまま本日採択までいくかをお諮りさせていただきたいと思いますが、いかかでございますでしょうか。

[異議なし]

○松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。

お諮りします。

改めて論議する議事延期の方法に賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○松 浦 議 長 着席ください。

起立少数であります。よってこのまま議事を進めさせていただきます。

引き続き質疑を求めます。

質疑はありませんか。

[さっき締めたのに・・・との声あり]

○松 浦 議 長 質疑を終結しますと言う前に動議が出ました。

よろしいですか。

質疑はありますか。

17番 今村義照君。

○今 村 議 員 今までの論議の中で、いささかちょっと不明な点もあると私は思っております。

この第2庁舎及び総合センターの観点にかかわる工事費用として、今後そのほかに予定されるものがあるのではなかろうかと思うわけですが、この案件については、先ほどそういう答弁がございましたので、あえてお聞きをしたいと思います。

2番目に懸案となっております鉄骨工事の追加の件でございますが、この案から1、100万というのは、要するに設計会社、あるいは施

工会社の方で満額適宜にこの金額が必要とされたのかどうか、そこら辺について2点お伺いをしたいと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

全体の工事費でございますけども、冒頭に全体の工事費、業務委託費を含めまして、全体の事業費をご説明申し上げました。

工事費につきましては、今から保健センターの改修工事が始まりま  
すし、さらに第1庁舎の改修後に電話なりまた有線等の取り付け工  
事が始まろうと思います。そういったものにつきましては、一応現在の  
段階で見込みとっておりますけども、いわゆる40億という中での  
金額は先ほど申し上げましたように、35億8,807万6千円で一  
応支払っていただろうと思っておりますし、さらにそうした電話・有  
線の問題でありましたように、それからもろもろございすけども、  
そういった工事を含めて、いわゆる36億9,784万3,710円  
といった数字で工事費全体は、終了するものという推定を現在してお  
るところです。

この工事請負費の中では、道路工事につきましては、建設部の方が  
所管をしておりますので、道路については含めておりません。

それと言いましたけども、駐車場の工事等々につきましても、  
先ほど言いました36億余りの工事費の中にすべて含んでいます。道  
路の工事だけが別途の建設部の工事ということになっております。

それから業務委託費につきましては、実施設計、それから施工管理  
以外にも土質の検査でありますとか、それから事業認定書の作成のた  
めの諸費用でありますとか、周辺に井戸がございすので、その井戸  
の状況の調査でありますとか、太陽光等々の実施設計、それから施工  
管理、それから駐車場の工事等の設計等々を、もろもろをそういった  
ものを含めまして、冒頭お話ししましたように1億2,295万7,1  
50で、おおむねこれで終了してくるだろうという推定をしておる  
ところであります。

そのほか用地補償としまして、補償が3,984万8,547円。  
それから土地等でございますけども、これが2億1,087万1,0  
70万。合わせまして2億5,071万9,617円を一応予定をし  
ておるところであります。

都合40億5千と申し上げましたが、正確には40億7,157万  
477円。おおむねこういった金額で支払っていると、いうふうに現  
在推定しております。

なお、このほかに備品につきましては別途ということで、これにつ  
いてはまた、この間の特別委員会の中でもご議論をいただいたとおり  
の中身です。したがって、今申し上げました以上の工事について  
は、現在の段階ではする予定はございません。それでおさまるよう  
に完了しておるといふことです。

それから満額的にということでございますけども、変更につきましては先ほど建築関係のときにご指摘を受けた建築基準法上の問題になっておることですが、より安全ということの中でご指導を受けた部分以外につきましては、すべて行政の方から変更を申し入れておるものです。

それにつきましては、先ほど申し上げましたように、軽微の部分につきましては、担当しております私たちの判断で、また金額にかかわったり、もしくは金額の多少にかかわらず重要な案件につきましては、市長、3役との協議の中で決定をし、そして指示書を作成をして、業者に指示をしたものであります。当然その過程の中におきましては、設計業者も入りまして、そういった変更等の箇所等についての意見を研究して、判断をしていくという形にしたものであります。

そうした変更を積み重ねながら、金額の設定につきましては、これは私らも担当しております、課長並びに担当者とそれから施工管理をお願いしておりますコンサルタント、そして事業者が一つひとつ、例えばコンクリであれば立米いくら、それが設計金額でこうで、落札金額ではこうなっているから、いわゆる落札率をいくら掛けて、設定をするというような形で、一つひとつ積み上げていくものでありますので、したがって業者の言いなりでそのことを実施するというものは一切ございません。また、個々の二次製品を取り付けるという等々の問題にしましても、見積もりを徴収し、そしてこの数のいわゆる設計するために、当然見積もりの金額から何割か落としておりますけども、さらにそれに落札数が増えると、いうふうな形ですべて対応しておりますので、したがって業者の言うとおりの金額を入れるということは一切ございません。結果として当然業者もそういった形で定められた金額については、了解を受けるという形で進めておるものであります。

以上であります。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○藤 井 議 員

議長。

○松 浦 議 長

11番 藤井昌之君。

○藤 井 議 員

今まで質疑も出て、答弁の方もいただいておりますが、金額の数字に関しては、私も第2庁舎・文化保健福祉施設の特別委員会の委員長として、ここらはこれからも整備したものを、しっかり特別委員会の方でも皆さんに理解いただくためには、やっぱりそこらをきちんと明確に資料を出していただいて、私は最初に言った、必要ではないかと、今執行部の方からいろいろ第2庁舎・文化保健福祉施設の総合的な予算、またそれに関連するいわゆる補償費であるとか、土地の買収であるとか含めたものが出されましたけども、これも今回この工事請負契約の変更についてということで本定例会に、いわゆる上げるという前回の特別委員会の質問の中で、やると事前調査になるので、私

は執行部からの要点説明だけで、中身については本定例会でしっかり議論していただきたいと、皆さんにもご説明をさせていただきました。

今、田丸部長の方からもあったように、この総合計が40億5千万という説明が最初にあって、今また訂正されて40億7千万と。この2千万の開きというものが、私はこの感覚がやっぱり皆さんに総合的な理解を得られない部分が、そこにあるんだろうと判断を今しているわけです。細かな追加工事であるとか、補修工事であるとか、それに対する金額、ここらも今示されましたけども、そこらの理解というものを、私は先ほどの40億5千万が40億7千万と、こういう本会議の中で軽々と変更される、こういう答弁についてはいかがなものであるかと。したがってさっき申し上げましたように、この第2庁舎の特別委員会の委員長として、まだ解散してないわけですので、いろんなこの第2庁舎・文化保健福祉施設の今までにかかわった予算の内訳、それとそれに付随する金額、内容、内訳、そこらをしっかりと、私は出していただきたいということを、それは要望としてこの場で申し上げておきたい。

先ほどの40億5千万から40億7千万の、ここらの真意を私はしっかり執行部の方から答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○松浦議長

答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

当初、総事業費40億5千万と申し上げ、今回40億7,157万477円ということで、2千万余りの変更を申し上げましたが、当然お断りをして変更をしていただいたと思っております。大変申し訳ないと思っております。

今回は、庁舎本体にかかわるいわゆる変更でございますけども、先ほどから申し上げておりますとおり、工事事業につきましては、駐車場の工事、その他もろもろの工事をしておりますし、それに付随しまして業務委託等もしております。当然こうした、いわゆる第2庁舎・総合文化保健福祉にかかわる事業でございますので、必要であればそういった資料を示してご説明を申し上げたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

本来なら反対討論というか、もう少し真意を聞きたいという感じがしましたので、あえて反対せざるを得ないということで討論させていただきます。

中身については質疑をさせていただき確認をしましたが、40億のうちにおさめたということは評価をさせていただきます。総事業費もかなりいろいろな形で抑えてきたということも見えてきました。そういうことで評価をさせていただきます。

ただ40億の枠内で本体工事に関係することも出てきているのだから、安易に変更したというのは失礼かもしれませんが、今までの説明で聞く限りでは、割りに安易に変更を認めていったのではないかというふうな感じを受けざるを得ませんでした。特に3番の件に関して、市長も休憩中に中身の説明がこんなのでよいのかということでありましたが、議員も当然説明を聞き、その責任の上でこの議論をしてきたわけですけれども、最終的にこの変更契約ということで、これだけ議論になり、いろんな質疑がといったことは今までにないわけであります。そういった状況をつくってきたということの3役の責任を含めて、答弁は何ら聞かれませんでした。そういったことからしても、どこに中身について厳密に真剣に確認をしてきたということが、伺い知れないと私は受け止めております。

1,100万について、より安全にということですが、当然安全の確保ということは、最大限守るべきだと思います。安全ということになれば、当然人が上の方へ上って転落したり、そういうことの意味を含めてきたと思いますので、そのことをないがしろにするということは当然、いけないと思いますが、その安全のために1,100万も要ったのだという理由が、質問に対する答弁が、私は理解するだけの材料がなかったというふうな判断をしております。さらには、我々が安全のために設計者に、あえて申し上げたというふうなことを答弁をされておりますけれども、本当にNSPの設計責任というものはどこにあるんだというのも今の質問に対する答弁には見えてきませんでした。

そういった全体の議論答弁の中で、この変更契約34億3,101千円という金額の中の1,100万の説明さえも十分できないということに対しては、私は市民に対して十分な説明責任ができないという立場で、反対討論をさせていただきます。

以上です。

○松浦議長

次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号、工事請負契約の変更について、安芸高田市第2庁舎・総合文化保健福祉施設（仮称）建設工事の件を、起立によ

り採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

着席ください。

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 3 議案第 7 0 号 安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例

日程第 2 4 議案第 7 1 号 安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例

日程第 2 7 議案第 7 4 号 安芸高田少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第 2 8 議案第 7 5 号 安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例

日程第 2 9 議案第 7 6 号 安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

日程第 3 0 議案第 7 7 号 安芸高田市吉田コミュニティセンター設置及び管理条例を廃止する条例

日程第 3 1 議案第 7 8 号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例

○松 浦 議 長

日程第 2 3、議案第 7 0 号、安芸高田市子育て支援センター設置、及び管理条例及び日程第 2 4、議案第 7 1 号、安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例、並びに日程第 2 7、議案第 7 4 号、安芸高田少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例の件から日程第 3 1、議案第 7 8 号、安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例まで 7 件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

議長。

議案第 7 0 号及び議案第 7 1 号並びに議案第 7 4 号から議案第 7 8 号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 7 0 号安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例についてでございます。

本案は、安芸高田市総合文化保健福祉施設内に整備する、安芸高田市子育て支援センターの設置及び管理について、新たに条例を定めるものでございます。

子育て支援センターは、子育てをする保護者の育児支援、子育てに関する相談及び指導等を行う拠点施設として、市民の皆様に活用していただくように考えております。

議案第71号、安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例についてでございます。

本案は、安芸高田市総合文化保健福祉施設内に整備する、安芸高田市地域包括支援センターの設置及び管理について、新たに条例を定めるものでございます。

現在、地域包括支援センターは第1分庁舎1階において業務を行っておりますが、安芸高田市総合文化保健福祉施設の供用開始にあわせ移転するものでございます。

次に議案第74号、安芸高田少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、安芸高田少年自然の家の管理運営を指定管理者に行わせることで、サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、指定管理者制度を導入することと、リニューアル後の施設の利用料金を一部変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第75号、安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、安芸高田市公民館条例から吉田公民館の項を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

吉田公民館は、安芸高田市総合文化保健福祉施設の建設に伴い、取り壊し後は一時代替え施設で運営をしておりますが、このたび、総合文化保健福祉施設の開館に伴い、廃止の措置を行うものでございます。

次に議案第76号、安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律が、平成19年4月1日から施行され、特別支援学校制度が創設されたことに伴いまして、安芸高田市奨学金貸付条例の中の関係用語について整理をするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第77号、安芸高田市吉田コミュニティセンター設置及び管理条例を廃止する条例についてでございます。

本案は、このたび開館する安芸高田市総合文化保健福祉施設の位置にあった、吉田コミュニティセンターの設置及び管理条例を廃止するものでございます。

吉田コミュニティセンターは、安芸高田市総合文化保健福祉施設の建設に伴いまして、取り壊し後は一時吉田公民館の代替施設で運営をしておりますが、このたびの総合文化保健福祉施設の開館に伴い、廃止の措置を行うものでございます。

次に議案第78号、安芸高田市図書館条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、安芸高田市総合文化保健福祉施設の開館に伴い、1階部分に開設する図書館を、現在の安芸高田市立吉田図書館から名称変更し、

安芸高田市立中央図書館として位置づけることと、市内6つの図書館の休館日と開館時間を統一し、一体的な管理運営を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、7議案について、よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本7件は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第72号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

○松浦議長

日程第25、議案第72号、安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

議案第72号、安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、郵政民営化に伴い、10月1日を施行日として郵便法の一部が改正されるため、本条例の中に引用している条項を、改正に合わせて変更するものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第73号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例

○松浦議長

日程第26、議案第73号、安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

議案第73号、安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、本年10月より広島県から安芸高田市に火薬類取締法に関する事務及び高圧ガス保安法に関する事務が移譲され、手数料を徴収する事務が追加されるため、必要な条例の改正を行うものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

消防長 竹川信明君。

○竹川消防長

それでは要点のご説明を申し上げます。

先ほどありましたように、本案につきましては、火薬類取締法に関する事務及び高圧ガス保安法に関する事務が、本年10月1日から県の事務移譲を安芸高田市が受けることになり、消防がその事務を行うことになりました。そこでその事務にかかります手数料の項目、あるいは金額に関しまして現安芸高田市消防手数料条例の条項の改正、追加改正をするものでございます。

なお、区分並びに金額等につきましては、現状県の手数料条例中該当部分をこのまま手数料、消防手数料条例に加えるものでございます。

また、今まで建設部が処理しておりました火薬類の受け渡し、あるいは譲り受け等の事務を消防が分掌することとなりますので、現在の安芸高田市手数料条例中該当部分を削除し、新たに消防手数料条例に加えるものでございます。

この件につきましては、職員の方で整理をいたしております。

以上で要点の説明を終わります。

○松浦議長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○金行議員

はい。

○松浦議長

13番 金行哲昭君。

○金行議員

本年10月1日より、手数料が県の方から移譲されるということですが、大体これはどれくらい手数料として安芸高田市に入るものか、計算されていると思いますので、そこらを聞かせていただきたい。

○松浦議長

はい。ただいまの質問に答弁を求めます。

消防長 竹川信明君。

○竹川消防長

はい。

10月1日からの予定ということについては、まだ定かな計算はできませんけども、今までの県の実績等の中からこう考えさせていただきましたと、昨年の18年度につきましては、火薬類関係が11件の11万4千円の歳入があったようでございます。

それから高圧ガスの関係につきましては、保安検査、ガスの検査で、定期検査みたいなものだと思いますけども、1件ほど、金額で言いましたら、約6万円。その程度の歳入を昨年度いたしておりますので、そう毎年変わった状況にはならないかと考えておるところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

従来県が、この取締法に基づいて業務を進めてきたわけですが、市へ移行することによって、これまで研修会であるとか講習会であるとかいったものが、催されているかと思っておりますが、そっちの方は問題ないと考えてよろしいでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

消防長 竹川信明君。

○竹川消防長

はい。

既に今年の4月から県の事務移譲に伴いまして、研修につきましては、2名おおむねそれぞれが8カ月程度研修を受けております。今後の研修につきましては、まだ確認は出しておりませんが、随時県の事務を移譲されたことにより、何らかの研修があるかと考えてはおります。

以上です。

○松浦議長

答弁を終わります。

17番 今村義照君。

○今村議員

それでは今おっしゃったのは、内部の方の研修だろうと思っておりますが、私がお聞きしたいのは、いわゆる市に対して、外部研修なり講習会が必要になってくるだろうと思っておりますが、そこら辺の対応はどのように変わってくるのかということでございます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

消防長 竹川信明君。

○竹川消防長

現在、消費等に関する講習会のことだろうと思っておりますが、まだはっきり私の方で確認しておりませんので、また後ほど確認したいと思っておりますが、やっていくようになるのではないかと思います。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号、安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

着席してください。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第79号 平成19年度安芸高田市一般会計  
補正予算（第2号）

○松 浦 議 長

日程第32、議案第79号、平成19年度安芸高田市一般会計補正  
予算（第2号）を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

議案第79号、議案名が平成19年度安芸高田市一般会計補正予算  
（第2号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2億2、  
947万4千円を追加し、予算の総額を202億1、825万円とする  
ものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料102万1千円、国庫支出  
金7、338万4千円、県支出金1千万3千円、繰入金が3、037  
万3千円、繰越金4、820万8千円、諸収入が421万8千円、市  
債7、870万円をそれぞれ追加し、地方交付税1、643万3千円  
を減額をするものでございます。

歳出につきましては、総務費が3、052万1千円、民生費1、7  
65万3千円、衛生費8、133万1千円、農林水産業費685万6  
千円、商工費が200万円、消防費193万円、教育費716万7千  
円、災害復旧費8、421万6千円をそれぞれ追加し、土木費220  
万円を減額するものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございますが、第1次後期高齢者医療  
制度電算システム改修費用として、平成19年度から平成24年度の  
期間で、限度額3千万円の債務負担を設定するものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、24億6、  
710万円と定めるものであります。

○松 浦 議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

議長。

それでは79号の補正予算に伴います内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、このたびの補正予算の概要につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算議案説明資料、お手元に配布させていただいておるものでご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。

1につきましては、会計別予算の状況でございます。

まず枠内にあります一般会計の補正額につきましては、2億2,947万4千円を計上をいたしております。補正後の累計額につきましては、202億1,825万円となりまして、前年の同期と比べますと、93.6%で、約6.4%の減となっておりますのでございます。このたび、一般会計のほかに、農業集落排水または簡易水道事業特別会計等につきましても補正の計上をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして補正の内容でございますが、2ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計の歳入予算でございます。合計でございます補正額につきましては、2億2,947万4千円のうち、国庫支出金、繰入金、繰越金、及び市債を主な財源としておるわけでございます。

なお、10款の地方交付税につきましては、今回の普通交付税の算定額の確定によりまして、当初予算編成時には、前年度の交付額の割合も2.5%の減を見込んでおりましたが、本算定の結果をみますと、前年度の交付額と比較しますと2億2,611万5千円の2.7%の減となっております。

このことにつきましては全国の市町村の平均につきましては、4.2%の減、広島県の市町村平均につきましては、4.4%の減少となっている状況でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出予算の補正の要点の説明につきましては、後ほど、予算書の事項別明細書に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。

4ページをお願いいたします。

以降につきましては、性質別予算で資料を作成させていただいております。

このたびの補正は、人件費といたしまして424万3千円の減、また物件費といたしまして1,732万2千円、維持補修費といたしまして1,439万5千円、補助費等におきましては1,698万9千円、投資及び出資金2,940万円、繰出金が2,597万円、普通建設事業費といたしまして4,542万5千円、災害復旧事業費が8,421万6千円の増額となっております。

性質別経費の概要は下段に掲げておりますものでございます。

続きまして6ページ以降につきましては、用語の解説をさせていただいておりますし、7ページ節別の補正予算額の概要を、また8ページ、9ページにつきましては、それぞれの款別の節ごとの補正額を掲げておるわけでございます。ご参考にしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、一般会計補正予算の要点の概要につきましては、予算書の補正予算書に基づきまして、沖野財政課長の方からご説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○沖野財政課長

議長。

○松浦議長

要点説明を求めます。

財政課長 沖野文雄君。

○沖野財政課長

それでは補正予算書の10ページからご説明を申し上げます。

10款の地方交付税、1,643万3千円の減額は、普通交付税の確定によるもので、平成19年度の普通交付税交付額は、80億8,356万7千円で、前年度の確定額と比較して、2.7%の減、交付額で2億2,611万5千円の減少となっております。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料、7目の教育施設使用料、102万1千円の増額は、社会教育施設及び体育施設使用料をそれぞれ増額するものでございます。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、3目の災害復旧費国庫負担金、6,241万6千円の増額は、過年度災害の復旧費の増額によるものでございます。

11ページの2項の国庫補助金、2目の衛生費国庫補助金、183万8千円の増額は、個人設置の小型合併処理浄化槽整備補助金13基分の追加に伴う国庫補助金の増でございます。

3目の土木費国庫補助金、913万円の増額は、平成18年度の地方道路整備臨時交付金の精算交付金でございます。

15款の県支出金、1項の県負担金、2目の民生費県負担金、93万1千円の増額は、民生委員・児童委員関係の県移譲事務交付金の増でございます。

2項の県補助金、2目の民生費県補助金、714万6千円の増額は、地域生活支援事業費、自立支援法施行円滑化支援事業補助金の増でございます。

3目の衛生費県補助金、121万7千円の増額は、個人設置の小型合併処理浄化槽整備補助金13基分の追加に伴う県補助金の増でございます。

4目の農林水産業費県補助金、3万9千円の増額は、こだわり米助成金の増額に伴う、米づくり推進対策補助金の増でございます。

12ページをお願いいたします。

3項の委託金、6目の教育費委託金、67万円の増額は、子どもと

親の相談員活用調査研究事業及び生徒指導推進協力員活用調査研究事業にかかる委託金を新たに計上するものでございます。

18款の繰入金、3項の基金繰入金は、財政調整基金を2,937万3千円増額、及びたかみや湯の森のポンプ電気施設等の雷被害防止工事の財源として、たかみや湯の森管理運営基金繰入金を100万円増額するものでございます。

19款の繰越金は、前年度の実質収支額、歳計剰余金1億9,820万8千円のうち1億円を財政調整基金に繰り入れし、残りを純繰越金とするもので、当初予算措置額5千万円の差額である4,820万8千円を今回増額するものでございます。

13ページにまいりまして、20款の諸収入、5項の雑入は、421万8千円の増額で、管財課関係雑入は、落雷被害による公共施設の修繕費にかかる災害共済金、325万2千円、社会福祉関係雑入は、市外の方の福祉ホーム入所負担金、96万6千円を増額するものでございます。

21款の市債、1項の市債、8目の特別会計繰出債、2千万円の増額は、簡易水道事業債の一部を一般会計で借り入れ過疎債に振り替えるものでございます。

9目の臨時財政対策債、1,430万円の増額は普通交付税の確定に伴う交付税からの振り替え財源の増でございます。

10目の災害復旧債、1,500万円の増額は、過年度の土木災害復旧事業に充当する起債を増額するものでございます。

11目の上水道債、2,940万円の増額は、甲田上水道施設改修に伴う、上水道事業への出資金に充当する出資債を計上するものでございます。

引き続きまして歳出でございしますが、14ページをお願いいたします。

2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費、893万1千円の増額は、13節の委託料867万1千円の増が主なもので、給与電算システム改修費及び職員履歴電算システム改修費、446万1千円、通知広報発送業務委託費、291万6千円、通送業務委託費129万4千円をそれぞれ増額するものでございます。

5目の財産管理費は、1,327万7千円の増額で、財産管理総務費、350万円は、甲田町の元公民館小原体育館の地元への移管集会所の改修助成金を計上するものでございます。

基幹集会所管理費、977万7千円は、集会所修繕料30万円、吉田町郷野コミュニティ集会所白アリ駆除手数料34万5千円を増額し、地域集会所施設整備補助金913万2千円を増額するもので、新築2カ所、改築2カ所への補助金でございします。

11目の行政情報処理費、671万6千円の増額は、機構改革に伴う電算システム改修費、514万1千円、平成20年度から実施され

る後期高齢者医療制度に伴う第1次機器整備費用をリースとして債務負担いたし、今年度の費用として、使用料及び賃借料を157万5千円計上するものでございます。

12目の自治振興費、100万円の増額は、たかみや湯の森管理基金を財源として、湯の森のポンプ電気施設の落雷被害防止工事費を計上するものでございます。

14目の第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業は、費目の組み替えて、当初消防訓練塔の移設を補償費で計上しておりましたが、これを工事請負費に組み替え、備品購入費を文化センターの舞台道具、展示用の需用費の消耗品費に組み替えるものでございます。

15ページにまいりまして、2項の徴税费、1目の税務総務費、11万2千円の増額は、審査申し出の増による固定資産評価審査委員会委員報酬を増額するものでございます。

2目の賦課徴収費、48万5千円の増額は、平成21年度の土地の評価替えに向けて、評価基準案を検討する委員報酬を計上するものでございます。

3款の民生費、1項の社会福祉費、2目の障害者福祉費は、1,257万2千円の増額で、13節の委託料253万4千円は入所者の増に伴う、清風会竹原寮の障害者福祉ホーム事業委託の増でございます。19節の負担金補助及び交付金、861万円は、県の自立支援法施行円滑化支援補助金を財源とした、就労促進事業、通所サービス、デイサービス利用促進事業補助金の増でございます。23節の償還金利子及び割引料、142万8千円は、前年度の地域生活支援事業の国県補助金の精算返納金でございます。

6目の人権推進費、120万円の増額は、甲田町の中央集会所の下水道接続に伴う費用を計上するものでございます。

16ページをお開きください。

2項の児童福祉費、2目の保育所費は88万6千円の増額で、11節の需用費64万9千円は、ふなさ保育所の落雷被害に伴う火災報知機などの修繕費、13節の委託料23万7千円は向原こぼと園の空調設備点検委託費でございます。

3目の児童手当費66万9千円、4目の児童扶養手当費、10万4千円の増額は、児童手当にかかる前年度の国県補助金の精算返納金でございます。

6目の児童福祉施設費は11節需用費において、向原児童館の自動ドア修繕料27万2千円、15節工事請負費において、子育て支援施設へのフェンス改修工事費195万円でございます。

4款の衛生費、1項の保健衛生費、4目の環境衛生費は、8,076万9千円の増額で、19節の負担金補助及び交付金、2,785万8千円は、水道未普及地域を対象として、上限を70万円としております、飲料水供給施設整備、井戸整備補助金として39件分、1,9

19万8千円、個人設置型の浄化槽整備補助金、13基分866万円の増でございます。24節の投資及び出資金、2,940万円は、一般会計出資債を財源として、甲田上水道改修に伴う経費の資金として、上水道事業に出資するものでございます。

28節の繰出金、2,351万1千円は簡易水道事業特別会計への繰出金で、うち2千万円は過疎債の振り替え分でございます。

17ページにまいりまして、6目の火葬場費56万2千円は、蓬莱苑のバーナー取替費でございます。

6款の農林水産業費、1項の農業費、2目の農業総務費、245万9千円の増額は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

4目の農業生産支援費は、374万6千円の増額で、11節の需用費、32万4千円は、レインボーファームの消防施設、給水設備、ボイラーの修繕費でございます。15節の工事請負費、34万4千円は、青空市場、湯の森のカウンター等の改修工事費でございます。

19節の負担金補助及び交付金、307万8千円は、イノシシ等防護柵設置助成金、集落3カ所分300万円、及び県費2分の1の、こだわり米産地育成事業補助金、7万8千円の増でございます。

18ページをお願いいたします。

2項林業費、1目の林業総務費、21万円の増額は、広島県が森林地図情報システムを導入するにあたり、市町負担金となっております。

3項の水産業費、1目の水産業総務費、44万1千円の増額は、ヤマメ養魚場の取水施設の復旧工事費を計上するものでございます。

7款の商工費、1項の商工費、3目の観光費200万円の増額は、八千代町琵琶ヶ池キャンプ場の管理棟改修工事、八千代町潜龍峡転落防止防護柵改修工事、美土里町ほととぎす遊園浄化槽改修工事費を計上するものでございます。

19ページの8款の土木費、1項の土木管理費、3万円の減額は、事務費の調整となっております。

2項の道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費220万円の減額は、11款の公共土木施設災害復旧事業費に事業費支弁として給与費を220万円増額することから、総務費の当該金額を減額するものでございます。

3項の河川費、1目の河川総務費、3万円の増額は、江の川改修促進広島県期成同盟会負担金でございます。

20ページをお開き願います。

9款の消防費、1項の消防費、1目の常備消防費は、費目の組み替えとなっております。

2目の非常備消防費173万円の増額は、負担率の増に伴う消防団員退職報奨金基金への負担金の増となっております。

3目の消防施設費20万円の増額は、消防ポンプ等修繕費の増でございます。

10 款の教育費、1 項の教育総務費、2 目の事務局費は73万5千円の減額で、1 節の報酬264万円の減額は、英語指導助手の1名が8月から県派遣となり、不要分の報酬を減額するものでございます。8 節の報償費66万5千円は、県の委託金を受けて実施いたします、子どもと親の相談員及び生徒指導推進協力員への謝礼金でございます。19 節の負担金補助及び交付金105万円は、私立幼稚園就園奨励費補助金で制度改定に伴う対象者の増によるものでございます。

21 ページの2 項の小学校費、1 目の学校管理費は185万4千円の減額で、主な増減について説明いたしますと、11 節の需用費57万6千円の増額は、学校施設の修繕費の増でございます。14 節の使用料及び賃借料、250万円の減額は、入札執行に伴う小学校パソコンリース費用の減でございます。

3 項の中学校費、1 目の学校管理費は105万3千円の減額で、11 節の需用費43万2千円は、学校施設修繕料でございます。14 節の使用料及び賃借料148万5千円の減額は、入札執行に伴う、中学校パソコンリース費用の減が主なものでございます。

22 ページをお願いいたします。

4 項の幼稚園費12万1千円の増額は、遊具の修繕費の増でございます。

5 項の社会教育費、1 目の社会教育総務費は261万9千円の増額で、11 節の需用費、50万4千円は、ミューズ、向原公民館・美土里山村開発センターの空調設備の修繕費でございます。

13 節の委託料、27万9千円は向原多目的集会所の白アリ駆除委託費でございます。14 節の使用料及び賃借料は、市民文化センターホール配置のピアノのリース費用でございます。

15 節の工事請負費142万円は、四季の里の落雷被害に伴う施設の修繕工事費でございます。

23 ページの2 目の生涯学習推進費42万円の減額は、8月に開催いたしました、成人式にかかる経費の精算でございます。

4 目の公民館費12万円の減額は、高齢者大学の会場使用料の減でございます。

7 目の文化芸術振興費56万9千円は、市民文化センター落成記念行事開催などに伴う補正でございます。

6 項の保健体育費、1 目の保健体育総務費は731万9千円の増額で、8 節の報償費、37万円は、全国大会等出場選手団体の増加見込みにより、スポーツ奨励金を増額するものでございます。15 節の工事請負費694万9千円は、社会体育施設13カ所のグランド照明機器等の改修工事費を計上するものでございます。

3 目の学校給食費72万1千円の増額は、給食施設のフード排気口清掃委託費46万9千円、美土里給食調理場の排水溝改修工事費を増額するものでございます。

24ページをお開きください。

11款の災害復旧費、2項の土木施設災害復旧費、1目の公共土木施設災害復旧費8,421万6千円の増額は、過年度災害復旧費の増額によるものでございます。

5ページに戻っていただきまして、債務負担行為の補正をお願いしたいと思います。

第1次後期高齢者医療制度電算システム改修費用として、平成19年度から平成24年度を期間として、システムサーバー、端末等、機器整備費、及び制度改正に伴う老人保健、国民健康保険システム改修費、収納、滞納システム構築経費等、限度額3千万円の債務負担行為を設定いたすものでございます。

6ページをお願いいたします。

地方債補正でございますが、特別会計繰出債を2千万円増額して5,270万円に、臨時財政対策債を1,430万円増額して6億7,430万円に、災害復旧事業債を1,500万円追加して1億2千万円に、一般会計出資債を2,940万円追加し、補正後の借入限度額を24億6,710万円とするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○松浦議長

以上で要点の説明を終わります。

この際、16時50分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時38分 休憩

午後 4時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は都合により延長したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、本日の会議時間は延長をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

○山本議員

議長。

○松浦議長

16番 山本三郎君。

○山本議員

23ページの保健体育費の中で、説明を受けましたが、保健体育総務費の中の施設の中で、工事請負費694万9千円、13カ所の照明設備とありましたが、その13カ所というのをどこどこかというのをお聞きしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまのご質問にお答えします。

これはグラウンド等の照明器具が危険な照明器具がございまして、その緊急対応をするために補正の追加をお願いしたものでございまして、13カ所は八千代の中央グラウンド、それから高宮中学校のグラウンド、来原の小学校のグラウンド、船佐小学校のグラウンド、美土里中学校、船佐東のコミュニティ広場、それから高田原のスポーツ広場、高宮のB&G海洋センター、それから八千代のB&G、それから吉田運動公園等でございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○松浦議長

16番 山本三郎君。

○山本議員

今13カ所説明を受けましたのでその工事の請負については、よくわかりました。

ただ、この補正にかかわることを質問しなくてはいけないと思いますが、1点ほど、これは向原の総合グラウンドでスポーツ少年団と高齢者の方の生きがいであるグラウンドゴルフが非常に体育施設を利用されるのに場所取りと申しますか、非常に困難されとるということを、この際承知していただいて、今後のひとつ教育保健体育の中で検討を加えていただくようにということで、補正費と関係ないことですが、付け加えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○松浦議長

ほかに。

17番 今村義照君。

○今村議員

5ページの債務負担行為についてちょっと詳しく説明をお願いをしたいと思ひます。

一部サーバー等を含めて改修するというところでございますけれども、限度額はわかりますが、詳細がわかればお願いしたいと思ひます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

先ほど予算の補正の中でも課長の方からご説明をさせていただきましたように、今回の第1次後期高齢者制度システム改修費用ということでございます。さきにもご説明をさせていただきましたように、広島県全体の後期高齢者の事業として、取り組まれるわけでございますけれども、そうした制度に伴いまして、本市の単独で取り組んでおります、電算システムの改修が必要になってきたわけでございます。そのために当該システムを使用するための機器等に伴います、5年間リースの平成19年度から平成24年度までを、この債務負担行為ということでさせていただいております。今年度につきましては、1月から3月の3カ月分を補正をとらせていただいております。全体的な事業といたしましては、債務負担行為を3千万とらせていただいている関係で、3,148万1千円の事業で済ませていただきたいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。  
ほかに質問ございませんか。

2番 秋田雅朝君。

○秋田議員

はい。

12ページの教育費委託金についてお伺いしたいと思います。

ここで子どもと親の相談員活用調査研究事業委託金、また生徒指導推進協力員活用調査研究事業委託金でございますが、このことについての内容とまたこれが今後何か事業として、取り組まれるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事

ただいまの秋田議員のご質問にお答えいたします。

この2つの事業とも国の100%の補助事業であります。1点目、子どもと親の相談事業につきましては、現在旧吉田町の可愛小学校に1名の相談員がついております。

それから生徒指導推進協力員につきましては、同じ協力員でございますが、同じく吉田町の吉田小学校、郷野小学校2校についております。背景といたしましては、議員さん方ご承知のように、現在市内不登校の児童生徒が増加傾向にありまして、その中でも吉田中学校が市内におきましては、かなり高い比率で不登校の生徒が在籍していると、いう背景がございます。このあたりの解決を図っていくためには、当該校であります吉田中学校はもちろんです。その就学前にあたります。吉田中学校の校区内でありまして3小学校におきます児童も事前防止と申しますか、そういった早期発見、早期対応ということで子どもたちの健全育成を図ることを通して、不登校の児童生徒を減少させていこうという目的で、現在、配置をしておるところでございます。

国の事業ということでございまして、今後についての見通しということは、まだ現在のところははっきりしておりません。もちろん県を通して配置をしていただいておりますということでございます。

よろしくお願いたします。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

9番 松村ユキミさん。

○松村議員

20ページの教育費、教育総務費ですが、説明の中で、これは10款ですが、報酬の264万円が減になっているわけですが、その説明のときに英語助手が1人、県の方へ行かれるということをお伺いしたのですが、今現在各町1人ずつおられる中で、これがまた1名減になったのかどうか、そこらあたりをお伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。  
教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ALTに対します減のことでありますが、八千代に配置しておりましたALTが、3年の期限が切れます。そういう関係でその後どうするかということについて、本人の方から県の方へALTの要望があるので、そちらの方へ行きたいという、安芸高田市としては八千代の方におってもらいたいわけですが、本人の希望がありまして、やむを得ず県の方のALTとして活躍することになりました。

主に宮島工業とか廿日市の方の高等学校の方を担当するALTとして出るということをございまして予算を組んでおりましたけれども、県の方へ行ったということで減額にしておるところでございます。

以上でございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

1番 明木一悦君。

○明木議員

議長。

今の20ページのALTの関係ですけど、先ほどの説明では県へ派遣したという話だったのですが、これは市から県へ派遣されたのでしょうか。それだったら説明がちょっと違うと思います。県に派遣したわけではなくて、本人がもう市をやめて県に移ったという話だと思います。

そうならば市のALTがまた減りました。毎年毎年ALTが減っていると思います。今回もこの話は早くからあったと思いますし、大体4月ぐらいに交代を探して連れてくるのが、今までのならわしではなかったかなと思います。

しかし今回ALTをやめることになって、補充されなかったのは、どういう理由なのか、まず1点をお聞きします。

それと先ほどの債務負担行為ですが、システム改修費用となっており、リースという説明がございましたけども、改修をするのは、ハード事業でしょうか、ソフト事業でしょうか、それをお聞きします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

まず教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

はい、議長。

先ほどのご質問にお答えをいたします。

八千代のALTにつきましては、安芸高田市でのALTということについては断って、そして県のALTとして活躍するということになりました。安芸高田から県へ派遣するという意味でなく、議員が言われるとおりでございます。

次にALTの数でございますが、そのことによりまして、それぞれの学校に大きな負担があるだろうということでございますが、そのことも想定をいたしまして、それぞれの学校等へ派遣をいたします時間数につきましては、調整をさせてもらっておるところですが、今後ALTをどのようにするかということでございますが、基本的にこれま

では国の補助がAL Tについてはあったわけでございまして、それぞれ各町でAL Tを配置しておる状況ですが、県内どこも財政的に厳しいというようなことがあるということも含めまして、うちの中でそれが十分に流れるかどうかということを担当課の方で検討をさせました結果、今の運用の中で流れるという話を聞きました。それで教育長としても踏ん切りをつけたというところでございます。

教育委員会の中にもう1人、非常勤講師で日本の先生でございますが、非常勤講師で日本語もできるし、英語も十分にできるということなので、外国の方の英語ということについてなれるのも結構ですが、来年度から小学校の5、6年生で総合的な学習の時間が1時間減りまして、それを英語科ではなしに英語活動として、必修という形で置くということがございますので、これまでとは違ったやり方での英語力というものをつけていきたいという形で、その日本人である者をフルに活用しまして、ご活動を、皆さまの充実を図っていきたいと考えておるところでございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

債務負担行為についてのご説明をさせていただきます。

今回先ほども説明をさせていただきましたように、平成20年度からこの実施されます、後期高齢者の医療制度に伴いますシステム改修でありまして、本市におきます関係既存のシステム改修費と当該制度に使用するための機器の購入の費用でございます。

まず1点といたしまして、徴収管理システム用におきますソフトのパッケージを786万2,990円の税別で見させていただいております。

それと後期高齢者の制度の関係システム導入、またシステム改修費用ということで、1,712万1,200円の税別、合計2,498万4,100円でございますが、これに対するリース利率5年リースの2%掛けることの消費税になりますと、1カ月が52万4,668円でございます。全体的な事業といたしましては、3,548万1,000円という事業費になるかと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

続いて1番 明木一悦君。

○明木議員

議長。

先ほどのAL Tの関係ですけど、教育長の方は、これにつきまして現状で対応できると判断されたと言われましたけど、しかしながら今まで来ていただいていたAL Tがここに来てないと。例えば保育所なり小学校なりの対応も減っているというふうに伺ってます。それは現状で対応できるという判断と異なるのではないかなと考えます。

先ほど言われましたように、また日本人の方でそういうのが対応で

きるというのがありましたけど、今後もやはりこのことについて考えると、やはり市長の地元でもあります高宮においても、国際交流をニュージーランドとされまして、非常にあそこに行くと言語がよくわかる人が、たくさんいらっしゃるように思われますが、これまで市長が地元でそういう力を出されたし、やられたのではないかなと考えます。

今、時代のニーズとしてそういうのが必要になってきているのではないかなと考えまして、先ほど言われましたように、小学校は必修科目として出てくるということもあります。であれば、やはり安芸高田市としても、その辺を考える必要があるのではないかなと考えます。

例えば今県からの派遣で、高校に来られているALTの方がいらっしゃいます。市内の方にもいらっしゃいます。その方々はそんな広い範囲を受け持っていないと判断をするのですが、そのあたりを活用することは、まずできないのかお伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず安芸高田市の小学校におきます、英語活動が必修に国の方で移行するということを想定いたしまして、ALTの雇用ということで、我々は活用させてもらっておりました。

ただそれだけでは、英語力はなかなか身につかないと、要するに今後英語活動を進めていくためには、学級担任が英語をきちんと英語活動として自信を持って、指導ができるということの体制が必要だということで、昨年度と今年度、委託として松香フォニックスという先生の英語力の表現を鍛える、特別なそういう会社があるわけですが、そこに委託をいたしまして、安芸高田の方へおいでいただいて、この教科書等独特のものをつくってありますから、それをもとにしながら小学校の先生方の英語力について、鍛えてきたつもりであります。今年の8月には田園パラッツォで英語を担当する、あるいは英語を担当する学校の担当者を全員高宮の田園パラッツォに集めまして、そこでも改めて、松香フォニックスの方から、指導をしていただきました。

今後はALTも必要でございますが、そういうことも自前で鍛えていくということも、ある程度想定しながら英語活動についての、先生方に自信を持たせるような取り組みが、本当の意味で私は子どもたちに力がつくという方法になるのではなかろうかなと考えておるわけでございます。

十分、good better bestということになりますと、bestということになりましたら、一点の曇りもないということがあるかも知れませんが、状況としてはできるだけことは配慮をしながら、また陣容が変わったならば改めてそういう者を獲得する中で、語学と同時に国際理解に対する見識をつけていきたいと考えていると

ころでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

10ページで今年は地方交付税が早く確定したということで、早く確定したら減っていたというような説明ですが、ただ国の平均は4.7%だが、県の平均を2.7%ですか、それよりもうちが平均は少なかったと。2.5%で出ている実績を受けて予定していたけども、2.7%、約0.2%余計に確定が終わったら減っていたと。その減ったという数字だけはわかるのですが、去年の算定資料に基づいて、どこが違って減ったかと、つかんでおられれば教えてください。

それでこの4月と6月に、それから9月、11月に返ってくるだろうと、普通交付税は9月の分はまだ返っていないのかどうかについて伺います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

確かにご指摘いただきますように、今年度の交付税につきましては、2億1,611万5千円の減額分を、減少を出ささせていただいております。この分析をさせていただきますと、減少の大きな理由といたしましては、やはり税源の移譲等によりまして、その税収の基準財政収入額が、非常に増加したことが大きな要因があるのではなかろうかと考えております。

そういうことで、先ほどのご説明をさせていただきましたように、4.4%の県の段階でも今の本市におきましては、2.7%の減という状況の判断を見させていただいております。確かに基準財政需要額も一昨年来から比べますと、約1億8千万ぐらいの増額をみさせていただいております。

ただし、需要額等につきましては、やはり7千万ばかりの減額等をとっているわけでありまして、ご承知いただいておりますように、交付税の算定方法というものを簡素化になり、新型交付税というものが導入されてきております。そういう状況の中を見ますと、やはり今の従来型より多少人口規模、そういう割合方法の中で、今回も人口の割合と面積按分、そういうような状況の中で積算をさせていただいております。

本年の19年度の算定につきまして、本来であれば市におきます、交付税の算定の基礎資料というものが来るわけですが、まだ来ておりません。単位費用の細かい部分で、来てない状況でございます。この大きな要因の中でも、今年度等からは各自治体で、頑張る地方応援プログラムということで、交付税をある程度の数値に基づきまして、その部分だけ増額をするというような状況を見ております。

平成19年度の交付税におきましては、そうした地方の応援プログラム算定額というのが9月とされまして、大体今回の算定の中の内訳を見ますと、国が積算しておるものにつきましては、大体2億1千万ぐらいそうした安芸高田市の、そうした地方応援プログラムというものを算定。これがやはり出生率とか税の徴収率また地域の振興関係に関する経費、事業者数とかやはり若者の就業率、そういうものを基礎として、積算をするというのがある程度今回導入されてきておる状況でございます。

どちらにいたしましてもそうしたことで、年々全体額の場合は小さくなるわけでございますので、10年間においては多少のこの80億の基盤を持つことがあると思えますけれども、今後におきましては、5年間で約60億円を交付税になるのではなかろうかと、というような思いの計算をさせてもらっています。

以上でございます。

- 松浦議長
- 新川総務部長
- 松浦議長
- 新川総務部長

以上で答弁を終わります。

議長。

もう一度、答弁を求めます。

交付税の交付時期の9月につきましては、公報されておるという状況でございます。

- 岡田議員
- 松浦議長
- 岡田議員

議長。

19番 岡田正信君。

新しいことをたくさん教えてもらいましたが、要はその新型交付税になろうかなるまいが、そのうちのいわゆる見積もりが、2.5%で前年度に予算をカットされ、しかし1.7%で一見確定したと、その新型交付税が導入されたが、通知が来てないと言われますが、来たら市の査定と国の決定した額が、どこの部分が違っていたかというのはわかるはずですよ。

- 松浦議長
- 新川総務部長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

確かに積算的な形のものにつきましては、岡田議員ご指摘のとおりでございます。

先ほど来ご説明をさせていただきましたように、新型交付税である程度数値の報告はいたしますけれども、国の方で積算をして、その包括的な算定ということで人口なり面積、公債費等については、確実に元利償還部分の8割なら8割、7割なら7割を算入はしてくれますけれども、その分析を現在我々がするという状況は非常に難しい状況がございます。

ただ資料的な面については、昨年度と精査するということはできませんけれども、先ほども言いましたように基準財政需要額の中でも全体的な中では5,700万ぐらい伸びておりますけれども、収入額の方で先ほど言いました1億8,000万ぐらいの収入額は増額になっており

ますから、その分の3割分ぐらいは、減ってくるわけで、収入が多いほど交付税はだんだん少なくなってくるという理屈になりますので、そういう現象というものは出てくるのではなかろうかと思っております。

どちらにいたしましても、今回のそうした積算をさせていただきますと、85億8,356万7千円という数字を見させていただいたわけでございます。

以上でございます。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

答弁を終わります。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

結局、新型交付税になろうがなるまいが、各自治体でこれだけ地方交付税が予定だと、いうなれば国が一方的に交付税を決めてきますので、今までの段階補正で、いろいろな事情によってありますが、その係数は国がつけたりしても市としてはよそはこうしておったと、いうようなことがわかるようになっているんでしょ。それはどこの自治体でも。

最後にお尋ねいたします。

○松浦議長

答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

その国の財政計画なり、県の財政計画の指標に基づき、我々は当初の予算では、編成することしかできません。19年度の交付税額につきましては、市町村の行財政室が報告いたしております方については、44%の減ということでございましたが、そうした計画数字に基づいて、やはり当初の積算をするという方法しか、今の段階ではないということでございます。できるだけ堅い数字を計上させていただきたいというのが、現状でございますけども、今の状態ではそうした国の財政推計、また県の財政状況等を交わした形の中の数値の事実に基づいた当初の予算編成というような考え方でございます。

以上でございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○川角議員

はい。

○松浦議長

6番 川角一郎君。

○川角議員

それでは1点ほどお伺いをいたします。

今日いただきました補正予算の議案説明資料の中の3ページの方に、11の項目でもございますように、災害復旧費が8,421万6千円というのが補正にあるわけですが、これは農林関係そして国道土木関係含んでおると思いますが、補正後は約4億という数字になってくるわけですが、18年度に大きな災害があったわけですが、大体これで19年度中の見込みは今出ておる災害については、19年度では全部補

修できるということになるのか、この金額はまだまだ復旧費としては膨れていくのか、そして、18年度にはこの全部請負が済んで、こういう推移で終わっているということの内訳、そこをひとつ伺いたしたいと思います。

以上でございます。

○松浦議長

答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回8,421万6千円の補正をさせていただいておりますが、これにつきましては、公共土木災害ということでございます。今災害の進捗でございますが、昨年査定を受けましたのが、道路、河川併せまして114カ所ございます。その中で平成18年度に発注をさせていただいておりますのが82件。19年度になりまして現在2件を発注済でございますが、この10月までにあと30件の発注を予定させていただいております。大体おおむね全部発注が済むということで現在進めているところでございます。

そういう中で既に発注したものにつきましては、今大体75件ぐらいは完了をしていると、これは道路、河川併せてということでございます。

以上でございます。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

はい。

今回の補正で、落雷の関係がよく出ますけど、落雷というのは公共施設に落ちると、ライフライン、生活の水道なら水道が止まったり、保育所だったら火事になったりとか、園児が避難するとかいう問題があるかと思いますが、避雷針との効果がどうしても、実際勉強してないのでわかりませんが、避雷針の設置状況、また避雷針の効果等はどのようになっているのか伺いたいのが1点と。

それから先ほどおっしゃいましたパソコンの教育の関係ですが、明確になっておるのが、非常によろしいことなんですけど、250万と148万5千円。これ事業内容は大体私も覚えておりますけど、入札業者は市内だけでやられたのか、市外が絡んで市外業者にもしたのか、それとも市外の業者にしたのか、そのあたりを伺いたしたいと思います。

2点よろしく申し上げます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

落雷の関係でございます。

ご指摘いただきますように、公共施設は保険にも加入もいたしております。100%で対応できるということで、町村会の保険に加入い

たしておりますが、非常に財源としては有利に使わせていただいております状況でございます。

この施設施設によりまして、非常に対応があろうと思いますが、この湯の森ということになりますのは、その電源のもとが切れるまでに一応そうした避雷針でそこへ雷を引っ張って、もとの電源が切れないようなシステムを構築するのが一番よいのではなかろうかという現場の状況でございます。

上水道施設等にいたしましても、そうした避雷針に落ちることによって、たびたびそうした故障が起こるという状況で、そのもとの電気系といましようか、そこまで行かないとここでストップをさせるというようなシステム構築を、今やっておるといのが今回の状況でございます。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

すみません。ちょっと調べますので。

○松浦議長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 5時30分 休憩

午後 5時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

大変失礼いたしました。

この入札業者の関係でございますが、指名競争入札を行っておりますして、6社で2社に対して入札参加4社、それからNTT広島支店から入札をいたしております。

小学校、中学校へそれぞれパソコン教室のためのリースの台数でございますして、小学校が13校で320台、それから中学校が5校で、高宮中学校は除きまして5校で181台でございます。それからサーバーが5台ということでございまして、その入札によります減額でございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

1件、落雷の件でございますけど、現在その公共施設にそういう予知して電源が切れる状態をどのように把握しておられ、将来どのような計画で付け替えることにしているのか伺いたいわけですけど、数字が把握してなかったらしてなくてもよろしいですが、やはり落雷とい

うものは非常に生活に不便を生じるので、今ありましたように、予知して切れる状態が保険対応でできるとはいえ、安心安全というものがあろうかと思えますので、この件につきましてはすぐ答弁できればそれですが、できなければ後ほどでも結構ですから、そういう整備ができているかどうかというのを伺います。

それと私が今教育次長の方へ入札業者が地元業者が何社おられて地元業者だけで対応して、これだけの予算減ができるのはありがたいですが、やはり地場産業育成ということになりますと、何社指名しておられるかわからないですが、できたら市内業者でやっていただきたい。というのが、地場産業育成という中で、安ければよいのではなしに、そういうふうな配慮があってやっておられるのか。それで予算をオーバーするようでしたら、やっぱし市外に行かなければいけないのですが、事業計画に対しての減が何%にあたるのか、そのあたりの補正を伺いたいということでございます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

まず総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

議長。

公共施設の管理体制につきましては、保険対応ということで今現在させていただいております。今回の予算の計上させていただいております関係につきましては、確かに安全対策の一環の中でさせていただいておりますし、保険の雑入の中で予算をみさせていただいておりますけれども、そのことが費用がかかった分だけをそういう保険対応で実行させていただいております。

確かにご指摘いただきますように、公共施設等の安全管理体制、指定管理制度等もございますし、全体の保険加入については加入はいたしておりますけれども、一施設ごとの現状実態というものはまだ我々総務の方ではつかんでおりません。このことにつきましては、もう少し時間をいただきまして、各関係部との調整もとらせていただき、これを全部するという事になれば、非常に多額の予算が要りますし、予算措置等も必要になってくるのではなかろうかというように思っています。

現状を分析しながら今後の対応に向けての検討課題として、実施をさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまのご質問でございますが、業者は市外業者でございまして、これは1月の、今年の1月の15日に入札をされたものでございまして、3月の15日からリースが開始されております。それで、入札の業者の選定にあたっては、業者指名選定委員会で業者の選定をさせていただいております。ただ、業者の選定に当たっては、やはり学校関係

のこういうリースに接しておる業者ということが選定の中にあつたのではなかろうかと思ひます。

それと入札率はちょっとここでは、私の方ではわかりませんので、ただ予算に關係しては、当初予算では小学校の方1, 512万3千円に對しまして、今回250万の減額でございます。

それから中学校の方では、841万3千円に對しまして、150万の減額をさせていただきます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

国と資金の運用について今年度の基本的な考え方をお聞きしたいと思ひますが、併せて今回基金繰入として2, 937万3千円財政の方へ繰入れるというわけで、今度繰越金の運用についての基本的な考え方をまとめるように言われておりますが、それが一部市債として支出され2, 940万ぐらい充当されております關係について、今後どういふふうに考慮されようとしているのかお聞きをしたいと思ひます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

繰越金の考え方でございますが、實質17年度の決算額と18年度の決算額の繰越金を見ますと約2億ぐらいの差が出ています。このことにつきましては、こうした18年度の分析を見させていただきますのに、年度当初の經常的な管理経費というのは削減をして、予算編成をさせていただきますものではなかろうかと思ひます。

我々も4億ぐらいはというように思っておりましたが、2億弱の数字を見たわけでございます。繰越財源は差し引かさせていただきますけれども、財政法の中で、2分の1を積み立てをなささいという条文でございます。このことにつきましては、毎年度こうした繰越金を積立金というのが基本的に考えていきたいと考えております。

それと基金の繰入という状況でございますけれども、確かに本予算につきましても、ある程度の最小限度の關係とのご協力をいただき、予算計上をさせていただきました。そういう状況で、本来であればまだ繰越額の方が基金元の流用をしなくても済むのではなかろうかと思ひますが、やはり災害復旧等に、または緊急的にやらなくてはならないという予算等もございまして、今回2, 900万ばかりの予算を減額をさせていただき、繰越をさせていただいたという状況でございます。

それと出資債の発行でございますが、このことにつきましては現在甲田町で事業実施をいたしております、水道等の事業等に伴いまして、財源補てんの有利な補てんということで、出資債というものを発行を今させていただきます。この特別會計に對するそうした出資債

の考え方につきましてもできるだけ、そこの企業の会計の方である程度、歳入歳出のバランスの中でやっていただくのが本来でございますが、大きい年度の事業ということで、出資債の発行をさせていただいております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○杉原議員

議長。

○松浦議長

14番 杉原洋君。

○杉原議員

はい、14番。

16ページの環境衛生費で、負担金補助及び交付金とありますが、環境衛生総務管理費にかかるボーリングの件数がわかればお尋ねします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在今回の予算1,919万8千円に上げておりますのは、主には美土里、高宮でございます。大体40件程度を見込んでおります。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

3点ほどお伺いいたします。

14ページの一般管理費の13について委託料の中で先ほどの説明で、逓送便の関係が云々というふうなことが説明にあったと思いますが、その中身について、追加の予算を組んだというような意味合いだったと思いますが、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それと14目の第2庁舎の整備事業の関係で、費目の組み替えということですが、この理由についてもご説明願いたいと思います。

3点目は、先ほど明木議員からちょっとありましたが、20ページの教育費の事務局費の関係で、これには教育長話をされたのですが、これは考え方の問題で少し確認をしておきたいと思います。市長部局と教育委員会はそれぞれ違う役目を皆持ってやっているのは当然のことですが、財政厳しいというのはそれは、市長部局、教育委員会であろうと同じと思いますが、やはり教育委員会として踏ん張るところは踏ん張るんだという、意思が余り見えないというふうに私は思います。あらゆる予算の中で、先ほど言われたような方針で、例えばということでこのALTということが出ておりますが、どこが踏ん張ってどこまでが必要なのかというふうなことで、教育委員会として本当に、教育の場として信念を持って、来年度の予算を含めて考えていかれるのかなというふうな、先ほどのような話では、少し見えないというふうに私は感じたのです。中身については、形を変えていろいろやってい

くというふうに言われましたが、このALTの関係で言うと、松香フォニックスとか何とかいうような委託先の話はされましたが、ここが委託料としてどのくらい出て、ALTの関係にというところとどのように違うのか、そして効果はというようなことも、ある程度話をさせていただいて、だからこれをこうしますというところが見えれば、強い意志も感じられますが、何か予算がないので、とりあえずこの予算が少しもかからない方法で、ほかにも少し削ればよいというふうには私は受け止めました。そこら辺の意思を少し確認したいというふうには思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

○新川総務部長

まず総務部長 新川文雄君。

議長。

一般管理費の中の委託料の関係でございます。このことにつきましては、先ほども説明をさせていただきましたように、通送用の公用車、各本庁舎から分庁舎、また各支所、そうした通送のあり方を4年目にして、できれば1回で対応できないだろうかという、午前であれば午前でという状況を当分の間、考えをさせていただいております。そういう状況の中で、非常に決裁文書なり各支所との連携、分庁舎とのあり方、そういう文書を、やはり大きく移動をさせておるという状況の中で、1日の1回で実施させていただいておりますものを2回にさせていただくということで、今回その業務委託に伴います予算を129万4千円、増額をさせていただいております。

それと今まで通知広報の発送業務というものを実施させていただいております。関係部局から、その毎月2回発送させていただく作業につきましては、関係部局からあるそうした会議室の場で配送の枚数を数えるとか、そうした毎回作業の日数に要しております。このことがよく考えてみますと、通常の単純作業であるという判断をさせていただきました。職員がそうした作業に本当によいのだろうかという考えも整理させていただいて、通常業務を追って本庁舎の方へ来ていただいて、発送していただくということになりますので、総務の職員1名が、その業務に就きまして事業団に対して、その業務を委託をさせていただいておりますという状況が、発送作業の委託という経費を計上させていただいております。291万6千円でございます。

それと一般財務では、もう少し電算システムの改修費ということで、いろいろな給与カット等を現在も実施をさせていただいておりますが、そうしたプログラムの改正ということと、現在消防吏員の辞令書の対応につきましては、消防署の方で管理をいたしております。そういうところが職員の人事の履歴等も総括的に管理するという考え方の中で、消防吏員の辞令書に対する対応システムというものを今回考えさせていただいております。

その2件で給与カットにつきましては340万。また消防吏員につきましては105万8千円という計上をお願いをさせていただいております。

るところでございます。

合計893万1千円のそうした業務管理費に伴います、今回の補正をお願いしておるという状況でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

14ページの14目の施設の付け替えでございますけども、まず備品購入費を111万1千円減額しまして、事業費の方へ振り替えしております。

備品購入費につきましては、ご承知いただいておりますように、既存の備品等を最大限活用するという事で、若干余裕が出てまいりました。一方で事業費となっておりますけども、いわゆるホールまたは展示コーナーだと思いますけども、そこらあたりに細かいものを入れていくということがございまして、教育委員会の方で精査をさせていただいた結果、例えば舞台の大道具用の消耗品という形になるわけでございますけども、備品には入りませんけども、1.8メートル掛け1メートルの緋毛氈であるとか、それから譜面台でありますとか、それから看板設置用のワイヤーでありますとか、そういった舞台業務用のいわゆる消耗品が必要であるということ。それから舞台の音響等につきましては、変換コネクタと言いますが、いわゆるどういいますか、その電源ですね、こちらからこちらへ、というふうな形のコネクタ、そういったもの。それからケーブル、それからビデオのケーブル、それから8チャンネルのマルチケーブルとか、そういったようないわゆる音響の備品がありますが、それを接続して機能させる。そういった線類を中心にして、こういったような備品にならないということがございます。そういったもの、それから展示パネルの消耗品ということで、パネルは備品に入りますけど、それに付属するパネルクリップや電灯キャップというのがあると思いますが、それからワイヤーのフック、こういった備品に付属する、そういったものはいわゆる消耗品というように分類される。そういったようなものが必要になってくるというようなことがございまして、備品購入費から事業費の方へ振り替えをしたものでございます。

次に補償補填費及び賠償金の1,500万を工事請負費で組み替えをしておるということでございますけども、これはご承知いただいておりますように、新町1号線の向こう側に市民の皆さんの来客用としても駐車場を設置しました。そこに消防の訓練塔がございまして、この移設をしないといけないということで、当初は補償補てんということで、消防署の方でしていただくという予算組みをしておりましたけども、直接私どもの方でこの工事を行うということで、15の工事請負費の方へ組み替えをしたものであります。

特に私どものところ現在こうした建築なり土木の関係の技術に詳しい職員もおりますので、直接工事をする方がスムーズに進むだろうと

いうことの中で、組み替えをしたものであります。

以上であります。

○松浦議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

教育予算等AL Tの関係等でございますけども、確かに教育委員会は独立した行政機関であるということで、特徴もそのようになっておるわけでありまして。ただそのときに教育委員会の予算総額の中で、全体的に考えていかななくてはならないということもあります。

学校教育の中で一番大切にしておりますのは、授業が安心してできるというような学校体制は整えていきたいと思っておりますし、生涯学習につきましても地域住民が参画し、そして自分の目標を持って学習ができ、あるいは活動ができるという体制をできるだけ可能な状況でつくっていききたいというように考えております。中で、そのときにAL Tについてであります、2月に大体3年契約で日本の方へ来て、そして説明を受けたものの中から派遣をされるわけでありまして、2月の段階、あるいはこの4月の段階では、このAL Tはいてくれるだろうという想定でございました。しかしながら3年間で終了するという時点で、県の方のAL Tの方で仕事をしたいということでございましたので、やむを得ず安芸高田でのAL Tということについては、あきらめざるを得なかったということでございまして、その後の報酬についての残が264万円出たということでございます。その後、英語教育についてどのようにするかということでございますが、現在指導時間等は組み替えを行っております。組み替えを行いまして、それぞれの学校で不自由をかけないように、仕事ができるようにということで、最大限頑張ってもらっておるのが現在の状況でございまして、来年度予算編成にあたりましては、再度そのことも踏まえまして、予算要求をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

総務部長なり自治振興部長なり詳しく説明いただきました。特に一般管理費の委託料、このあたりが非常にたくさんあると改めて聞かせていただきましたが、いろいろ事務経費の削減ということも含めて、これを2回にしたということがどういう効果が出るのかなというような、ちょっと今の説明ではわかりにくかったのですが。

それとこれに関連するのかどうかということを含めて確認したいんですが、行政嘱託員を通じて毎月配布するものがあります、そういった書類。こういったものはこの通送関係とは全く別個なのかどうかということがあります。別個であればそれ以上のことは聞きませんが、そこをちょっと聞きたいと思っております。とりあえず2回にしたときのどういう効果が出るのかということも再度お聞きしたいと思

います。

それと自治振興部長の答弁の中で、備品と事業費、当初からそういうものが目的としてわかってなかったのかなという気で、聞かせていただきましたが、全く同じ金額でそういうふうな形になっていることもありますから、いろいろ備品を利活用するというところで我々も議会の方もそういった意見を述べて、いい機会ですから、机がかなり古いのを使ってもらっていますが古いなりのもので、下の方が、がたがた外れたり、そういった実際そういうことも行われながらあったことも覚えておりますが、そういった備品の活用はいいけども、修理をしてきちんとしたものを使わないと、いかに古いものを使ってというのは、しょうがないということではすまない場合もありますが、そこらの対応は自治振興部長の答弁の中にありましたが、そこらをどういうふうにするのかということと、もう1点、訓練塔の関係で、市の中で消防署へ補償をするという形、そうなのかなというふうに聞きましたが、訓練塔はどこへ行ったのかなという気がして、私だけではないかもしれませんが、補償するという形であったのが、譲り受けたということになれば、全部そこらを含んで管理をして、工事請負費の中でやられるのかなという気がしますが、そこら辺をもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

教育長、頑張ってください。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

まず、総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

議長。

当初、2回を1回にして実施をさせていただいておりました。このことにつきましては、公文書という取り扱いを各分室、各支所等の対応をさせていただいております。

確かに1日1回ということになれば、朝の便で出ればすぐ昼には返ってくるわけです。それがそれ1回になりますと、午後のそうした事務の決裁関係というものが本庁の方に返ってきません。次のあくる日に返ってくるような状況も起こるわけです。そういう実態の中でこうした第2庁舎が完成するまでは、やはり事務のこうした効率化という関係の観点から逡送につきましては、2回という形の中でこのたび運営をさせていただいたという状況でございます。

それと、この嘱託職員さんに対する配送物に対するものは、この逡送便とは別個な形で、嘱託につきましては各地域における、それぞれ決めていただいて、嘱託員さんの方へ嘱託文書として配送をさせていただいているという状況でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

備品の関係の修理でございますが、ご指摘のとおり当然修理をしなければならぬものについては、修理をするということで対応をして

いきたいと考えております。

それから訓練塔でございますけども、場所は元就村がもとございましたけども、そこに設置いたします。消防の方と移転先はどうするかということで、いろいろと協議をしましてまいりました。私どもとすれば、なるべく近いとこでということで、協議をしてきたわけでございますけども、新たに用地を取得することになりますと、また多額の費用が発生するということがございまして、消防の方としても毎日毎日訓練をするという状況ではございませんので、元就村程度の広さであれば、十分対応できると、こういった最終的なご判断をいただきまして、そこに設置をするというふうに考えておるところであります。

元就村の中でも一番奥の平地がございまして、そこに設置をするということで、消防の方とも協議が終了しているところであります。当然工事につきましては、私どもの方で工事請負費を組んでおりますので、施工管理から工事の管理まで企画課の方ですということでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第80号 平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

○松浦議長

日程第33、議案第80号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

議案第80号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ145万9千円を追加し、予算の総額を4億7,029万8千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金245万9千円を追加し、諸収入100万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費145万9千円を追加するものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

議長。

それでは議案第80号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての要点のご説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

5款繰上金では、一般会計からの繰上金245万9千円を追加させていただき、7款諸収入の1項雑入では消費税の額の確定見込みにより100万円を減額させていただいております。

次に歳出でございますが、次のページをお願いいたします。

1款総務費の1項、総務管理費の一般管理費でございますが、公課費で先ほど申し上げました、消費税の額の確定見込みに伴いまして、145万9千円を追加計上をさせていただいております。この消費税につきましては、額の確定にあたって平成18年度の決算見込みにより、使用料などの課税売上にかかる消費税から建設事業などの課税にかかる消費税を控除して、税額を計算することとなっておりますが、当初予算費には事業の繰越などで事業費の概算見積もりということで算入しており、結果としまして、今回申請にあたりまして控除見込額より少なくなり、消費税を納付するというところになってございます。

ということで145万9千円の歳出の方へ提示をさせていただきます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第81号 平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○松浦議長

日程第34、議案第81号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

議案第81号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ717万1千円を追加し、予算の総額を6億6,467万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金341万2千円、使用料及び手数料24万8千円、繰入金が2,351万1千円、それぞれ追加し、市債2,000万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、施設費717万1千円を追加するものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を3,130万円と定めるものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思えます。

○松 浦 議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

議長。

それでは議案第81号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、要点の説明をさせていただきます。

歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金でございますが、高地長屋地区の一部供用開始を10月から予定しております。それに伴いまして、加入者分担金35件分、341万2千円を、また2款使用料及び手数料では、水道の使用料として17万8千円を、2項の手数料におきましては、給水工事に伴う検査手数料として7万円を計上をさせていただいております。

6款の繰入金の1項他会計繰入金の1目一般会計の繰入金でございますが、簡易水道事業債から過疎債への組み替えということで、2千万円を、その他を計上させていただいております。その他の施設維持管理分として、351万1千円をそれぞれ追加計上をさせていただいております。

9款市債では、簡易水道事業債から河川の組み替えということになりましたので、2千万円を減額させていただいております。

次に歳出でございますが、10ページをお願いいたします。

2款施設費の施設管理費では、各給水区の施設の維持修繕等施設管理に伴うものでございます。特に八千代給水区においては、浄水場の観測のろ過砂の補砂の業務や水位計等の修繕が主なもので、総額といたしまして、717万1千円を計上させていただいております。

2項施設建設費では、事業執行に伴い、事業費の調整をさせていただいております。財源の組み替えでございます。委託料等を減額し、工事請負費に組み替えをさせていただいております。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表地方債の補正でございますが、簡易水道事業で、補正前の額から2千万円を減額し、補正後の限度額を3年、約30万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

○松 浦 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本件は委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あ

りませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第81号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別  
会計補正予算（第2号）の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第82号 平成19年度安芸高田市水道事業
会計補正予算（第1号）

○松浦議長 日程第35、議案第82号、平成19年度安芸高田市水道事業会計
補正予算（第1号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第82号、平成19年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第
1号）でございます。

本案は、予算第4条に定めた資本的収入につきまして、既決予定額
2億445万2千円に、補正予定額3,000万円を増額し、予定総
額を2億3,445万2千円とするものでございます。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額6,052万円は、
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額550万円、当年度
分損益勘定留保資金5,502万円で補てんするものでございます。

次に予算第6条に定めた、企業債限度額の既決予定額8,340万
円に補正予定額60万円を増額し、予定総額を8,400万円とする
ものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

公営企業部長 金岡英雄君。

○金岡公営企業部長 それでは議案第82号、平成19年度安芸高田市水道事業会計補正
予算（第1号）につきまして、要点説明をさせていただきます。

2ページをお開きをいただきたいと思います。

水道事業の改良、電気改良にかかる第4条予算でございますが、1
款の資本的収入につきましては、既決予定額2億445万2千円に3

千万円を増額し、予定総額を2億3,445万2千円とさせていただくものでございます。その主なものでございますが、第4項の企業債60万円を増額し、8,400万円に。5項の出資金につきましては甲田町の浄水場移転事業に伴うもので、対象額の3分の1相当額を一般会計からの出資金として、新たに2,940万円を追加計上させていただきます。

3ページには資金計画を掲載しておりますので、ご一読をいただきたいと思っております。

続きまして、この予算にかかります貸借対照表についての説明を申し上げますので、4ページをお願いいたします。

資産の部の流動資産において、企業債と出資金の増額に伴い、資産の下の方になりますが、現金預金が3千万円増の1億1,288万円となっております。これに伴いまして、資産合計が30億5,200万円とさせていただきます。

次に負債の部でございますが、次の5ページをお願いいたします。

4の資本金で一般会計からの出資金に伴いまして、(1)の自己資本金が2,940万円増額し、3億638万1千円となっております。

(2)の借入資本金の企業債では60万円増額し、9億8,930万3千円となっております。これに伴いまして、合計では12億1,568万4千円となっております。したがって負債資本合計は3千万円増額の30億5,200万円となっております。

以上でございます。

○松浦議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号、平成19年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、明日13日午前10時から再開いたします。

ご苦労さんでした。

~~~~~○~~~~~

午後 6時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員